高等専門学校機関別認証評価

自 己 評 価 書

令和３年６月

新居浜工業高等専門学校

・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。

・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。

・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、
まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、
当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。

・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。

・関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

新居浜工業高等専門学校

Ⅰ　高等専門学校の現況及び特徴

(1)　現況	
１．高等専門学校名	新居浜工業高等専門学校
２．所在地	愛媛県新居浜市八雲町7-1
３．学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、生物応用化学科、環境材料工学科 専攻科課程：生産工学専攻、生物応用化学専攻、電子工学専攻
４．認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産工学専攻、生物応用化学専攻、電子工学専攻） その他（なし）
５．学生数及び教員数 （評価実施年度の５月１日現在）	学生数：1,098人 教員数：専任教員76人 助手数：0人

(2)特徴

新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和37年４月に地域、産業界の要請を受け、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的として、国立工業高等専門学校の第１期校として設置された。設置時は、機械工学科、電気工学科及び工業化学科の３学科構成であったが、以後地域や時代の要請に応えるべく昭和41年に金属工学科を増設し、４学科となり、金属工学科は昭和62年に材料工学科へ改組した。さらに、昭和63年に電子制御工学科を増設し、５学科となった。その後、平成９年に工業化学科を生物応用化学科に、平成15年に電気工学科を電気情報工学科へ改組し、平成19年には材料工学科を環境材料工学科に名称変更した。これにより、現在の５学科構成（機械工学科・電気情報工学科・電子制御工学科・生物応用化学科・環境材料工学科）となった。

また、平成４年には全国に先駆け、５年間の準学士課程（本科）の上に２年間の専攻科課程として生産工学専攻及び電子工学専攻の２専攻からなる専攻科を設置し、7年間の一貫教育を可能にした。その後、平成16年に生産工学専攻を生産工学専攻と生物応用化学専攻に改組し、現在、本校は本科５学科と専攻科３専攻を有する全国でも最大規模の高等専門学校として、高等教育の一翼を担っている。平成24年に創立50周年を迎えた本校は、創立以来これまで、8,465人の本科卒業生及び682人の専攻科修了生を輩出しており、卒業生・修了生は、中堅技術者として我が国の産業の発展に貢献している。

地域社会との交流・連携に関しては、平成16年に新居浜市との連携協力協定を締結するとともに、昭和54年に新居浜市の公害対策に応える形で設立された「公害教育研究センター」を、平成11年に発展的に統合した「高度技術教育研究センター」を中心に、企業等との共同研究、技術相談、工業技術懇談会、小中学校への出前授業等を通じ、地元産業界による新居浜高専技術振興協力会（愛テクフォーラム）とも連携しながら、その促進を図っている。また、新居浜市内外の福祉･医療･産業界の関係者と共に平成８年に「介護工学研究会」を立ち上げ、地域と連携した福祉機器開発や福祉用具改善相談等の活動を行っている。平成28年には同センターに「マシンラーニング応用ラボ」を設置し、地域への人工知能活用に関する啓発を行っている。このような実績を踏まえて、平成30年に「次世代型プラント技術者育成特別課程（PE課程）」と「アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程（AT課程）」を、平成31年には「人工知能活用人財育成特別課程（AI課程）」を設置した。

国際交流活動としては、これまでにサザンクロス大学（オーストラリア）、重慶工業職業技術学院（中国）、スラバヤ工科大学（インドネシア）及び国立聯合大学（台湾）と学術交流協定を締結しており、海外での語学研修を実施したり、学生全員にはTOEIC-IPの受験を義務づけるなど、国際社会に通用するコミュニケーション基礎力の育成に力を入れている。また、英語を使う機会を増やすための「トビタテ！留学JAPAN」等の自主的な留学に対してもサポートを行っている。

そのほか、エンジニアリングデザイン能力の育成を教育の柱としてカリキュラムを設定し、エンジニアリングデザイン教育センターの「ものづくり工房」と「あかがね工房」を中心として、ものづくり教育の支援も行っている。また、定員492人の学生寮における各種指導・支援をはじめ、課外活動においては学生の自主的な活動をチャレンジプロジェクトとして支援したり、各種ものづくりコンテストへの参加を推進している。

新居浜工業高等専門学校

Ⅱ　目的

【学校の目的】　本校は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
（新居浜工業高等専門学校学則第1条）

【準学士課程の目的】

機械工学科：　エネルギー・流れ、計測・制御、構造・材料、設計・加工及びデジタルエンジニアリングの各分野を柱として、エンジニアリングデザイン能力とコミュニケーション能力を身につけ、社会に貢献できる技術者を育成することを目的とする。

電気情報工学科：電気エネルギー・情報通信・コンピュータ等に関する十分な基礎的・専門的知識とともに正しい倫理観を身につけ、幅広い分野において創造性やコミュニケーション能力を発揮できる技術者を育成することを目的とする。

電子制御工学科：電気・電子・情報分野の幅広い専門知識とともに、自然科学の基礎知識及び豊かな教養と倫理観を身につけ、社会の要請を的確に把握して、様々な分野で社会に貢献できる技術者を育成することを目的とする。

生物応用化学科：化学と生物工学に関する専門知識に加えて、地球環境問題や技術者倫理についても高い意識を持ち、生産現場のリーダーとなることができる技術者を育成することを目的とする。

環境材料工学科：循環型社会の大切さを学び、材料工学に関する基礎的な専門知識と技術を身につけ、環境保全に対応した「ものづくり」ができる技術者を育成することを目的とする。

（新居浜工業高等専門学校学則第７条の３）

【専攻科課程の目的】

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度の知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

（新居浜工業高等専門学校学則第38条）

生産工学専攻：高等専門学校の課程における機械・材料系学科の５年間の教育を基礎として、その上に高度な技術社会に対応できる幅広い専門的知識を有し、国際的に活躍できる技術者を育成することを目的とする。

<機械工学コース>

基礎知識を有機的に組合せ、ＩＣＴ技術を活用する能力を持ち、広範な工業分野のニーズに対応できるアイデアを生み出す能力を持つ技術者を育成することを目的とする。

<環境材料工学コース>

環境問題や循環型社会に配慮しつつ、材料工学に関する専門知識と技術を有し、ものづくりに応用できる技術者を育成することを目的とする。

生物応用化学専攻：高等専門学校の課程における化学・生物系学科の５年間の教育を基礎として、その上に化学および生物工学を中心とした深い知識と社会環境を考えながら主体的に活動できる能力を持ち、国際的に活躍できる技術者を育成することを目的とする。

電子工学専攻：高等専門学校の課程における電気・電子・情報系学科の５年間の教育を基礎として、その上に電子機器や制御機器の設計開発に不可欠な幅広い専門知識・技術とそれを応用する能力を有し、国際的に活躍できる技術者を育成することを目的とする。

（新居浜工業高等専門学校学則第39条の２）

新居浜工業高等専門学校

Ⅲ　基準ごとの自己評価等

基準１　教育の内部質保証システム

評価の視点

【重点評価項目】

１－１　教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第１項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。

【重点評価項目】

観点１－１－①　教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

【留意点】

○　教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。
（改善への取組については１－１－④で分析する。）

○　定期的に行うということは、７年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。

○　実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。

○　実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。

○　自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。

○　実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。

関係法令　(法)第109条　(施)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■　定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校学則	学則第1章の２で述べてある。	
	資料1-1-1-(1)-02 新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	点検の実施間隔を示している。(別表第１参照)	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■　整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-02 新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	本校では、全学、学科・委員会レベル、授業（各教員）の各レベルでＰＤＣＡサイクルを実施している。(別紙参照)	再掲
	資料1-1-1-(2)-01 新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則	第3条で点検・評価運営委員会の体制を示し、第4条で組織を述べている。	
	資料1-1-1-(2)-02 新居浜工業高等専門学校改革推進室規程	第2条で改革推進室の役割を述べている。	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■　設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01 新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則	第２条で点検・評価に関する事項を述べてある。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02 新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	具体的評価項目と担当部署、実施間隔を述べてある。	再掲

新居浜工業高等専門学校

【重点評価項目】

観点１－１－②　内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

○　根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。
自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、ＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。

○　定期的に行うということは、７年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（１－１－①の留意点の再掲。）

○　設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（１－１－①⑶と関連。）

関係法令　(法)第109条　(施)第166条　(設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
■　収集・蓄積している	資料1-1-2-(1)-01_データや資料の提出を依頼している文書をまとめた資料	データや資料の提出を依頼している文書をまとめた資料。	
	資料1-1-2-(1)-02_学校共有フォルダの内容を示す資料	各部署の議事録、取集したデータや資料をまとめて保管している学校共有フォルダの内容を示す資料。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	(別表第2参照)	再掲
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
■　実施している	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	具体的評価項目と担当部署、実施間隔を述べてある。	再掲
	資料1-1-2-(2)-01_令和2年度新居浜高専自己点検・評価表	令和２年度の結果を示す。	
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	自己点検・評価は基本方針に基づき、資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価項目などに示す間隔で実施している。高等専門学校機関別認証評価については7年毎に実施することにしており、実施頻度は適切であると判断している。 また、地元の有識者による「運営諮問会議」を毎年開催し、教育研究システムの改善に繋げている。結果はすべてHP上にて公開している。 （資料1-1-2-(3)-01_自己点検評価の結果公表状況がわかる資料）		

新居浜工業高等専門学校

(3) (2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		
■　公表している	資料1-1-2-(3)-01_自己点検評価の結果公表状況がわかる資料		

【重点評価項目】

観点１－１－③　学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

○　学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。

○　特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。

○　「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■　教員	資料1-1-3-(1)-01_校内役職者アンケート	**教員：** 教員を対象に校内役職者に対する提案・意見を聴取するアンケートを実施している。	
	資料1-1-3-(1)-02_校長と女性教職員との懇談会	**教職員：** 校長と女性教職員との懇談会を開催、職場環境の改善・要望等について意見交換を行っている。各教員と校長との個別面談はコロナ感染症の対策のため令和2年度は実施しなかった。	
	資料1-1-3-(1)-03_校長と教員との面談に関する資料		
■　職員	資料1-1-3-(1)-04_新居浜高専意見箱（学生・保護者及び教職員からの意見等とその回答）	**学生・保護者、教職員：** 学校運営等の改善に活かすことを目的に、学生・保護者及び教職員から意見や要望を聞く一つの手段としてウェブサイト上に設置。 毎年度当初にこれを周知し、投稿のあった意見等に対する回答は原則、同サイト上で行っている。	
	資料1-1-3-(1)-05_期首個人面談の実施について	**職員：** 総務課長及び学生課長が各構成員に対して行う面談において意見を聴取している。	
■　在学生	資料1-1-3-(1)-06_点検専門部会から、学生からの要望・意見を聴取することを指示する資料	学生対象の勉学アンケート、授業アンケートの他に、各学科・クラス等で学生の要望・意見聴取をするために、学科教員との懇談会を実施している。令和2年度は、対面でなくてもよいことにした。出てきた意見は点検専門部会で集約し点検評価運営委員会に報告する。その前に、すぐに対応できるものもあるので教職員にメールにて送信し、情報共有をしている。	
■　卒業（修了）時の学生	資料1-1-3-(1)-07_学校評価アンケート実施に関する資料	**卒業時の学生：** 卒業・修了する学生にアンケートを取っている	
■　卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果	**数年前の卒業生：** 令和29年度卒業生にアンケートを実施した	
■　保護者	資料1-1-3-(1)-09_保護者へのアンケートに関する資料	**保護者：** 授業参観に来られた保護者の方の意見も聴取している	

新居浜工業高等専門学校

■　就職･進学先関係者	資料1-1-3-(1)-10 令和元年度企業アンケートに関する資料	**就職先：**令和2年度はコロナ感染症の関係で、アンケートが実施できなかった。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-01 令和2年度新居浜高専自己点検・評価表		再掲
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
【在学生の意見聴取】			
■　学習環境に関する評価	資料1-1-3-(2)-01 学生との懇談会で聴取した意見のまとめ	関係する意見をハイライトで示している。	
	資料1-1-3-(2)-02 令和3年度第３回点検評価運営委員会議事概要	議題（6）において報告した。	
■　学生による授業評価	資料1-1-3-(2)-03 授業アンケート集計結果例	すべての科目で授業アンケートを取り教授法などの意見を聞いている	
■　学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）		(資料1-1-3-(2)-03) 授業アンケートの項目11で自己評価の達成度を聞いている	
		授業アンケートの結果を受け、各教員が自己点検・評価を行い、授業改善に活用している。	
■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-04 令和元年度勉学アンケート分析	勉学アンケートの中で満足度などを尋ねている	
		資料1-1-3-(2)-02_令和3年度第３回点検評価運営委員会議事概要　議題（6）において報告した。	
□　その他			
【卒業（修了）時の意見聴取】			
■　卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価	資料1-1-3-(2)-05　学校評価アンケート集計結果2020（本科）	資料1-1-3-(2)-05　2ページ目	
■　卒業（修了）時の学生による満足度評価		資料1-1-3-(2)-05　1ページ目	
		資料1-1-3-(2)-02_令和3年度第３回点検・評価運営委員会議事概要　議題（6）において報告した。	
□　その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
□　卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価			
■　卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(1)-10 令和元年度企業アンケートに関する資料	令和2年度はコロナ感染症の関係で、アンケートが実施できなかった。	再掲
		資料1-1-3-(2)-02_令和3年度第３回点検・評価運営委員会議事概要　議題（6）において報告した。	
□　その他			
【外部評価】			

新居浜工業高等専門学校

■　外部有識者の検証	資料1-1-3-(2)-06_令和２年度運営諮問会議報告書	運営諮問会議の設置目的は、地域のニーズ及び時代の変化に即応し，効率的かつ効果的な学校運営を確保するためである。 (1) 本校の運営基本方針及び教育研究計画に関すること。 (2) 本校の教育研究活動及び地域連携活動等の評価に関すること。 について、外部有識者による評価を受ける。 今回いただいた各委員のご意見は、資料10ページから16ページに記載している。 また、前回の運営諮問会議における委員からの主な意見とその対応状況については、23.24ページにまとめてある。	
	資料1-1-3-(2)-07_令和2年度第12回運営会議議事概要	報告事項１	
□　教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）			
□　設置計画履行状況調査			
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】

観点１－１－④　自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○　改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。
１－１－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。

○　第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、ＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）によるＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、
第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■　整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-1-(2)-01_新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針		再掲
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　対応している	資料1-1-3-(2)-04_令和元年度勉学アンケート分析	【改善を要する点】 ① 目的の学生への周知に関して、教育理念、教育目標の周知は十分とはいえない。 【対応】 教員から学生へ周知している。毎年周知状況をアンケート調査している。(資料1-1-3-(2)-04_令和元年度勉学アンケート分析 1ページ目) 更なる周知を図るため、来年度4月の始業式かHRで、担任・専攻科主任から改めて教育理念、教育目標を説明するように依頼した。（資料1-1-4-(2)-01_令和３年度第１回教務委員会議事録）	再掲
	資料1-1-4-(2)-01_令和３年度第１回教務委員会議事録	報告・依頼事項　7．その他	
	資料1-1-4-(2)-02_担任連絡会資料		
	資料1-1-4-(2)-03_令和２年度第２３回教務委員会議事概要	【改善を要する点】 ② 準学士課程、専攻科課程ともに、一部の科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。また、専攻科課程の一部の科目において、再試験で同一の問題を出題し、成績評価が行われている。 【対応】 教務委員会でチェック体制を確認した。	
	資料1-1-4-(2)-04_令和２年度第１１回専攻科教育委員会議事録	【改善を要する点】 ③ 専攻科課程の１単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45 時間である授業科目について、新年度当初に開催している専攻科生に対するガイダンスで配布資料をもとに概要を説明しているものの、事前学習や事後展開の具体的内容については、各授業科目のシラバスには十分には記載されておらず、学生にわかりにくいものとなっている。 【対応】 専攻科教育委員会でシラバスへの記載を追加することを決定した。	
	資料1-1-4-(2)-05_21開講生産工学専攻（機械工学コース）6工業数学Ａ	シラバス例	
	資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果	【改善を要する点】 ④ 学生が行う学習達成度評価、卒業（修了）生や進路先の関係者から、学生が身に付けた学力や資質・能力に関する意見聴取において、学生が身に付けた学力や資質・能力に関する直接の達成度評価、意見聴取がなされていない。	再掲
	資料1-1-3-(1)-10_令和元年度企業アンケートに関する資料	令和2年度はコロナ感染症の関係で、アンケートが実施できなかったが、進路先の関係者にも意見聴取は行っている。	再掲

新居浜工業高等専門学校

	資料1-1-4-(2)-06 新居浜工業高等専門学校グローバル教育センター規程	【改善を要する点】 ⑤ 改善の取組をしているものの、学生に対するアンケート結果では、「国際的コミュニケーション能力」が低く表れ、企業に対するアンケート結果では、「英語力、行動力、リーダーシップ」不足が指摘されている。 【対応】 本校におけるグローバル教育の推進を図るため，グローバル教育センターを新設した。センターの役割は、(1)グローバル教育及び語学教育の推進に関すること。(2)外国人留学生の受入れ及び支援に関すること。(3)学生及び教職員の派遣・受入れ等国際交流活動に関すること。(4)外国の大学等との協定及び交流に関すること。(5)その他本校のグローバル化の推進に関することである。	
	資料1-1-4-(2)-07 グローバル教育センターについて		
	資料1-1-4-(2)-08 ＤＭＭオンライン英会話について		
	資料1-1-4-(2)-09 核燃料物質の管理に関する資料(1)	【改善を要する点】 ⑥ 未登録の核燃料物質５点を発見し、国立高等専門学校機構リスク本部及び文部科学省、原子力規制委員会に報告を行っている。原子力規制委員会の指導の下に核燃料物質の適切な貯蔵場所を確保し保管するとともに、法令に基づき原子力規制委員会に対して核燃料物質使用許可申請を行い、平成25年４月24 日付で許可されているなど、改善を図っているものの、今後も継続的に管理体制を整備し、安全管理の充実を図る必要がある。 【対応】 実際には受審した際，既に核燃料物質の管理に係る関係規則等を定め，管理体制を整備していた。現在も引き続き規則等に沿って継続的に管理している。	
	資料1-1-4-(2)-10 核燃料物質の管理に関する資料(2)	新居浜工業高等専門学校核燃料物質保管管理要項	
	資料1-1-4-(2)-11 核燃料物質の管理に関する資料(3)	放射線測定値報告書	
	資料1-1-4-(2)-12 核燃料物質の管理に関する資料(4)	核燃料物質計量管理記録簿	
	資料1-1-4-(2)-13 核燃料物質の管理に関する資料(5)	核燃料物質収支報告書	
	資料1-1-4-(2)-14 核燃料物質の管理に関する資料(6)	核燃料物質実在庫量明細報告書	
	資料1-1-4-(2)-15 核燃料物質の管理に関する資料(7)	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)	
	資料1-1-4-(2)-16 核燃料物質の管理に関する資料(8)	サイト内建物報告書	
	資料1-1-4-(2)-17 核燃料物質の管理に関する資料(9)	令和2年度廃棄物管理状況報告書	
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■　改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-06 令和２年度運営諮問会議報告書	議事録にて、今回の学校からの教育活動報告に対していただいた各委員から意見を記載してある。23ページから第１５回運営諮問会議（前年度）における委員からの主な意見とその対応状況について述べてある。	再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		

新居浜工業高等専門学校

	資料1-1-3-(2)-06 令和２年度運営諮問会議報告書	23ページから第１５回運営諮問会議（前年度）における委員からの主な意見とその対応状況について述べてある。	再掲

１－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点
１－２　準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）
観点１－２－①　準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○　ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年３月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
○　「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの３ページ上段の基本的な考え方や、同５ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同６ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
○　教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
○　学校教育法施行規則第172条の２第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第３条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
○　卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令　(法)第117条　(施)第165条の2　(設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
■　準学士課程全体として定めている	資料1-2-1-(1)-01 本科の卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）		
■　学科ごとに定めている			
□　その他			

新居浜工業高等専門学校

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■　整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■　示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点１－２－②　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○　ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年３月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの３ページ上段の基本的な考え方や、同５ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同６ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○　特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の２第２項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。

○　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）

○　（３）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令　(施)第165条の2　(設)第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■　準学士課程全体として定めている ■　学科ごとに定めている □　その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-2-(1)-01 本科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可）			
■　どのような教育課程を編成するかを示している			
■　どのような教育内容・方法を実施するかを示している			
■　学習成果をどのように評価するかを示している			
□　その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点１－２－③　準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○　ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年３月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの３ページ上段の基本的な考え方や、同５ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同６ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の３要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○　「学力の３要素」とは、１知識・技能、２思考力・判断力・表現力等の能力、３主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令　(法)第57条、第118条 (施)第165条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
■　準学士課程全体として定めている	資料1-2-3-(1)-01 本科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		
■　学科ごとに定めている	資料1-2-3-(1)-02 本科の編入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		
□　その他			
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■　明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■　明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の３要素」に係る内容が含まれているか。 ■　含まれている			
		学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）との関係 ・数学や理科が好きで、将来技術者になりたいと考えている人： 「知識・技能」 ・物を作ったり、実験したりすることが好きな人： 「知識・技能」,「思考力・判断力・表現力」 ・中学校の学習内容を身につけている人： 「知識・技能」,「思考力・判断力・表現力」 ・目標の実現に向かって絶えず工夫し、着実に努力できる人： 「主体性・多様性・協働性」 ・ルールや約束を守ることができ、協調性や思いやりのある人： 「主体性・多様性・協働性」	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

（専攻科課程）

観点１－２－④　専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○　観点１－２－①の留意点に準ずるものとする。

関係法令　(法)第119条第2項　(施)第165条の2　(設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

新居浜工業高等専門学校

(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □　専攻科課程全体として定めている ■　専攻ごとに定めている □　その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 専攻科の修了認定の方針（ディプロマ・ポリシー）		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■　整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■　示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点１－２－⑤　専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○　観点１－２－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令　(施)第165条の2　(設)第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □　専攻科課程全体として定めている ■　専攻ごとに定めている □　その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01 専攻科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■　どのような教育課程を編成するかを示している ■　どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■　学習成果をどのように評価するかを示している □　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点１－２－⑥　専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○　観点１－２－③の留意点に準ずるものとする。

関係法令　(法)第119条第2項　(施)第165条の2、第177条
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■　専攻科課程全体として定めている □　専攻ごとに定めている	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01_専攻科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■　目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■　明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の３要素」に係る内容が含まれているか。			
■　含まれている		学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）との関係 ・専門性，社会性，国際性に秀でた実践的，創造的な技術者を目指す人： 「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」 ・専門とする技術分野の基礎学力を持っている人 「知識・技能」 ・特定の専門分野だけでなく，幅広く工学全般に興味を持っている人 「主体性・多様性・協働性」 ・自ら進んで勉学に取り組み，向上し続けようとする意欲を持っている人 「思考力・判断力・表現力」 ・広く社会に貢献する熱意を持っている人 「思考力・判断力・表現力」,「主体性・多様性・協働性」	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

１－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点
１－３　学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点１－３－①　学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【留意点】
○　(2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。

関係法令　(法)第109条　(施)第166条　(設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

新居浜工業高等専門学校

(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■　なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	点検・評価運営委員会が自己点検を行う中で、学校の目的と社会の要請とのずれでがないか検証している。（別表１の１－C）	再掲
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■　点検した上で、改定を要しないと判断している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-1-4-(2)-01_令和３年度第１回教務委員会議事録	企業アンケートなどで学生の評価は聞き取りしているが、今のところ評価は悪くないのでポリシーの変更の必要性は感じていない。	再掲

１－３　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準１

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

新居浜工業高等専門学校

基準２　教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

２－１　学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点２－１－①　学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○　準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○　学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令　(法)第116条　(設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
■　整合性がとれている	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第1条、第7条	再掲
	資料1-2-1-(1)-01_本科の卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	本校では，教育基本法の精神にのっとり，及び学校教育法に基づき，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを教育の目的としている。 この目的を遂行するため、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、生物応用化学科、環境材料工学科の５学科を設置しており、学科ごとに人材養成目的を学則で定めている。 　ディプロマ・ポリシーはこの人材養成目的を引用して定めているので、適切な専門性を有するものとなっている。したがって学科の構成と、学校の目的及び卒業の認定に関する方針と整合性がとれている。		

観点２－１－②　専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○　専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○　専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令　(法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■　整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第38条、第39条、第39条の２	再掲
	資料1-2-4-(1)-01_専攻科の修了認定の方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校では、学校の目的を遂行するため、専攻科に生産工学専攻、生物応用化学専攻、電子工学専攻の３専攻を設置しており、 専攻（コース）ごとに教育上の目的を学則で定めている。ディプロマ・ポリシーはこの目的を引用して定めているので、適切な専門性を有するものとなっている。したがって学科の構成と、学校の目的及び修了の認定に関する方針と整合性がとれている。		

観点２－１－③　教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■　整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	教務（入試を含む）	
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程	専攻科	
	資料2-1-3-(1)-03_新居浜工業高等専門学校学生支援委員会規程	学生支援	
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_令和2年度教務委員会議議事概要集	教務委員会　24回開催	
	資料2-1-3-(2)-02_令和2年度専攻科教育委員会議議事概要集	専攻科教育委員会　11回開催	
	資料2-1-3-(2)-03_令和2年度学生支援委員会議事録集	学生支援委員会　26回開催	

２－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

新居浜工業高等専門学校

該当なし			

評価の視点
２－２　教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点２－２－①　学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】
○　本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例１）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
（例２）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
○　(1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。
○　(4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令　(法)第120条　(設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■　確保している	◇【様式２－１】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■　確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■　確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■　担当が適切である	◇【様式２－３】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可）	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		

新居浜工業高等専門学校

■　博士の学位	資料2-2-1-(5)-01_新居浜高専学校案内2021	各学科の教員紹介のページに職位と共に学位を示してある。 機械工学科　資料12ページ，電気情報工学科 16ページ，電子制御工学科 20ページ，生物応用化学科 24ページ，環境材料工学科 28ページ，数理科 31ページ，一般教養科 32ページ	
□　ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする）			
■　技術資格	【様式２－３】担当教員一覧表等		
■　実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等）	資料2-2-1-(5)-02_実務経験のある教員による授業科目一覧を示す資料	Webシラバスに勤務経験者の一覧を載せてある。 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicSubjects?school_id=40&department_id=13&year=2021&lang=ja	
□　海外経験			
□　その他			
	専門科目担当の専任教員全員及び一般科目担当の専任教員の８割８分以上（68/77）の者が、博士の学位を取得している。また、実務経験や技術資格を有する教員も積極的に採用している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点２－２－②　学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

○　本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、
根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令　(法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科３専攻は、特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程の目的に沿った各分野の教育研究に十分な能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ■　適切に確保している	◇【様式２－３】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			

新居浜工業高等専門学校

■　担当が適切である			
	◆左記について、資料を基に記述する		
	専門科目は、専門分野の学位を有した教員が担当している。		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ■　担当が適切である	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点２－２－③　学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令　(設)第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■　配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点４－３－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 教員の年齢構成がわかる資料		
	資料2-2-3-(1)-02 新居浜工業高等専門学校人事委員会規程		
	資料2-2-3-(1)-03 一般教養科助教公募資料		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	人事委員会（資料2-2-3-(1)-02）において、年齢構成を考えて検討し、募集要項（資料2-2-3-(1)-03）に「採用予定日において，満35 歳以下の方が望ましい。」との項目を記載した。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■　教育経歴	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(1)-03 一般教養科助教公募資料	業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先することを募集要項に記載している	再掲
■　実務経験			
■　男女比			
■　その他			

新居浜工業高等専門学校

	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料2-2-3-(1)-03 一般教養科助教公募資料	その他の5番目の項目で、海外経験のある方からの積極的な応募を歓迎すると記載している。	再掲
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
□　学位取得に関する支援			
□　任期制の導入			
□　公募制の導入			
■　教員表彰制度の導入	資料2-2-3-(3)-01 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則		
	資料2-2-3-(3)-02_令和2年度第7回運営会議議事概要	報告事項4で令和元年度の受賞者が紹介された。	
	資料2-2-3-(3)-03 令和２年度最優秀学級担任の選考について		
	資料2-2-3-(3)-04 最優秀担任の表彰を知らせる資料		
	資料2-2-3-(3)-05 令和２年度教員顕彰候補者の選考について		
	資料2-2-3-(3)-06 教員の表彰実績		
□　企業研修への参加支援			
■　校長裁量経費等の予算配分	資料2-2-3-(3)-07 令和2年度共同研究推進費・教育推進費募集要項		
	資料2-2-3-(3)-08 令和2年度共同研究推進費・教育推進費要求・採択一覧		
□　ゆとりの時間確保策の導入			
□　サバティカル制度の導入			
■　他の教育機関との人事交流	資料2-2-3-(3)-09 高専・両技科大間教員交流制度実施要項		
	資料2-2-3-(3)-10 独立行政法人国立高等専門学校機構在外研究員制度実施要項		
	資料2-2-3-(3)-11 独立行政法人国立高等専門学校機構内地研究員制度実施要項		
	資料2-2-3-(3)-12 教員の人事交流等の実績		
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

新居浜工業高等専門学校

２－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点
２－３　全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点２－３－①　全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
■　整備している	資料2-3-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校教育業績等評価実施要項		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校教育業績等評価実施要項	6 業績評価資料及び評価結果の活用	再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。			
■　実施している			
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可）	資料2-3-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校教育業績等評価実施要項	6 業績評価資料及び評価結果の活用	再掲
■　給与における措置		（２） 教員顕彰の学内選考の基礎資料として活用する。	
■　研究費配分における措置		（３） 教員の昇任及び，昇給，勤勉手当の勤務成績優良者選考の基礎資料として活用する。	
□　教員組織の見直し		（４） 研究費の配分に当たって，基礎資料として活用する。	
■　表彰			
□　その他			

新居浜工業高等専門学校

	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	業績評価資料及び評価結果の活用は、以下のように行われる。 （１） 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるものとする。 （２） 教員顕彰の学内選考の基礎資料として活用する。 （３） 教員の昇任及び，昇給，勤勉手当の勤務成績優良者選考の基礎資料として活用する。 （４） 研究費の配分に当たって，基礎資料として活用する。 （資料2-3-1-(1)-01）		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■　実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
		定めていない	
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-01_授業アンケート（非常勤教員）	授業アンケートは非常勤講師の科目も実施し、教授方法の改善のために、教員にフィードバックしている。学科担当教員がアドバイスを行うこともある。	

観点２－３－②　教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○　(3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令　(設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
■　定めている	資料2-3-2-(1)-01_人事選考の基準に関する内規(非公表資料)	（非公表資料）	

新居浜工業高等専門学校

(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） □　模擬授業の実施 ■　教育歴の確認 ■　実務経験の確認 ■　海外経験の確認 ■　国際的な活動実績の確認 □　その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-2-3-(1)-03 一般教養科助教公募資料		再掲
	資料2-3-2-(2)-01 電子制御工学科助教公募資料		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■　行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01_令和２年度（第４回）人事委員会議事概要（非公表資料）	（非公表資料）	
	資料2-3-2-(3)-02_令和２年度（第４回）人事委員会資料（非公表資料）	（非公表資料）	
	教員の採用及び昇任等については、人事選考の基準に関する内規（資料2-3-2-(1)-01）に基づき、所属する学科の教員を中心に選考委員会を開催して候補者を審議した後、人事委員会において決定している。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■　定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01_非常勤職員任用基準		
２－３　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 **２－４　教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。**			
観点２－４－①　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 **【留意点】なし。**			

新居浜工業高等専門学校

関係法令　(設)第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■　整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
		明確なFD実施の方針が示された規定は定められていないが、教員の能力向上のため、毎年1回以上の授業方法改善のためのFDを開催している。	
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01_研修の計画を示す資料	四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）の研修会については副校長(総務企画担当)と教務主事が相談して決定している。その他の研修については、それぞれの担当部署が決定して実施している。 資料2-4-1-(1)-01：3ページ ⑥	
	資料2-4-1-(1)-02_SPODの活動内容を示す資料	SPODは、四国地区の35の国公私立大学及び高等専門学校によって構成されており、質の高い教育を提供するため、教職員の能力開発（FD・SD）の向上を目的に設置されている。本校はFDにSPOD主催の研修会を利用している。	
(2) 定期的にＦＤを実施しているか。 ■　実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01_教職員の研修一覧		
	◇ＦＤに関する報告書等の該当箇所等		
	資料1-1-2-(2)-01_令和2年度新居浜高専自己点検・評価表	項目2-Cで述べてある。	再掲
(3) (2)のＦＤを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■　結びついている	◆ＦＤの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01_FDが実施されていることを示す資料	遠隔授業の準備に関する講演会を行った。左記資料の2ページ以降に講演会で使用した原稿を掲載している。	

新居浜工業高等専門学校

	遠隔授業が始まり、教材づくりをする必要などがあり、全教員に対して講習会が開かれた。本校で行う遠隔授業の一連の流れ「出席確認」「教材提供」「実施確認」「宿題確認」の実施方法とこれに必要な教材のひな型について説明がなされた。また、ラーニング・マネジメント・システム（WebClass）の利用の仕方、コラボレーションプラットフォーム（Teams）にアップする方法の解説を行った。さらには、遠隔授業に向いた教材づくりの工夫するポイントなどのアドバイスも行われた。		

観点２－４－②　学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】
○　助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令　(法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号　(設)第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■　配置している	◇【様式２－１】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01_組織図		
	資料2-4-2-(1)-02_新居浜工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規程		
	資料2-4-2-(1)-03_技術専門職員に関する規程		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■　配置している			

観点２－４－③　教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】
○　スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点４－２－⑤で分析するため、ここでは、ＦＤに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
ＦＤへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		

新居浜工業高等専門学校

■　行っている	資料2-4-3-(1)-01_令和2年度エンジニアリングデザイン教育センター活動報告書	活動報告書13ページに技術職員に対する研修内容が記載されている。	
	資料2-4-1-(2)-01_教職員の研修一覧		再掲
２－４　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準２

優れた点			
遠隔授業が始まり、教材づくりをする必要などがあり、全教員に対して講習会が開かれた。遠隔授業の一連の流れ「出席確認」「教材提供」「実施確認」「宿題確認」の実施方法とラーニング・マネジメント・システム（WebClass）の利用の仕方、コラボレーションプラットフォーム（Teams）にアップする方法の解説を行った。さらには遠隔授業に向いた教材づくりの工夫するポイントなどのアドバイスも行われた。これにより短い準備時間であったが円滑に4か月に渡る遠隔授業を実施することができた。☒			
	資料2-4-1-(3)-01_FDが実施されていることを示す資料		再掲
改善を要する点			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準３　学習環境及び学生支援等

評価の視点

３－１　学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。
また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点３－１－①　学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】
○　(4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。

関係法令　(設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【様式２－１】高等専門学校現況表		
■　確保している			
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【様式２－１】高等専門学校現況表		
■　確保している			
(3) 運動場を設けているか。	◇設置状況がわかる資料		
■　校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	資料3-1-1-(3)-01_校内配置図	図面右下の赤枠	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。	◇設置状況がわかる資料		
■　備えている	資料3-1-1-(4)-01_校長室、会議室、事務室等	管理電気情報工学科等配置図（赤囲部分）	
	資料3-1-1-(4)-02_図書館、保健室等	図書館棟配置図、機械工学科棟配置図（赤囲部分）	
	資料3-1-1-(4)-03_教室及び研究室等	各棟配置図（赤囲部分）	

新居浜工業高等専門学校

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可）	◇設置状況がわかる資料		
■　実験・実習工場	資料3-1-1-(3)-01_校内配置図	図面中央左の赤枠（施設名・ものづくり工房、あかがね工房）	再掲
	資料3-1-1-(5)-01_実験・実習工場の設置状況が分かる資料	ものづくり工房、あかがね工房図面	
□　練習船			
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。	◇設置状況がわかる資料		
■　設けている	資料3-1-1-(4)-02_図書館、保健室等	図書館　閲覧室で自習が可能である。また、１階談話室　２階グループ学習室を設けグループで自学自習することもできる。この他、一般教室を17時まで開放している。	再掲
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（複数チェック■可）	◇設置状況がわかる資料		
■　厚生施設	資料2-2-1-(5)-01_新居浜高専学校案内2021	資料47ページ（学校案内ｐ44）に福利厚生施設（尚友会館）の説明	再掲
	資料3-1-1-(3)-01_校内配置図	中央上部の赤枠	再掲
■　コミュニケーションスペース	資料3-1-1-(4)-02_図書館、保健室等	図書館棟　１階談話室	再掲
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
■　整備している	資料3-1-1-(8)-01_新居浜工業高等専門学校安全衛生管理規程		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-02_新居浜工業高等専門学校施設管理規則		
	資料3-1-1-(8)-03_クラブハウス使用心得		
	資料3-1-1-(8)-04_実験実習安全必携		

新居浜工業高等専門学校

(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■　機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01_令和２年度第１回安全衛生委員会議事概要	令和2年度は10回委員会を開催し、校内巡視なども実施した	
	資料3-1-1-(9)-02_職場巡視点検が行われていることを示す資料		
	資料3-1-1-(9)-03_各学科で行われている安全教育の資料		
	安全衛生委員会が毎月１回開催されている。また、定期的に職場の巡視点検が行われている。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■　行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01_施設・設備の整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料	バリアフリーに関する取り組み ａ．多機能トイレ キャンパス内に多機能トイレを７箇所設置している。 ｂ．誘導ブロック 正門から管理・電気情報工学科棟１階総務課事務室に至る区間の整備 ｃ．自動ドア 自動ドアは、現在１７箇所設置している。 d．段差解消 スロープ整備（２７個所整備済み） e．バリアフリー用エレベータ キャンパス内にバリアフリー用を５基設置している。 f．学寮 平成２１年度に車椅子使用学生を受け入れるため、向陽寮の３人部屋１室をバリアフリートイレが隣接する部屋として改修した。	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■　整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針	教務委員会と学生支援委員会にまたがる内容なので、点検専門部会が状況を把握し、関係部署に伝える。	再掲

新居浜工業高等専門学校

(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■　行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料1-1-3-(2)-01 学生との懇談会で聴取した意見のまとめ	学生の意見の中に視聴覚教室の放送設備について更新の意見があった。	再掲
	資料3-1-1-(12)-01 視聴覚教室の設備更新完了の報告		
	資料3-1-1-(12)-02 卒業認定の方針と学習環境に関するアンケート	教育環境に関するアンケートを行った。	
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	令和2年度、学生から意見を聴取すると視聴覚教室の音響システムの不良を訴える意見があった。これを受けて放送設備の更新を行った。		

観点３－１－②　教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

○　この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めていない。

○　この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点３－２－②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■　整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 ＩＣＴ環境を適切に整備していることを示す資料		
	資料3-1-2-(1)-02 新居浜工業高等専門学校情報教育センター規程		
	資料3-1-2-(1)-03 情報教育センターの設備	情報教育センターの設備を説明するHP https://www.niihama-nct.ac.jp/iec/setubi.html	

新居浜工業高等専門学校

(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
■　整備している	資料3-1-2-(2)-01 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程	本校の情報セキュリティ対策における管理的業務は，情報セキュリティ管理委員会及び情報セキュリティ推進委員会が責任を持ち，情報セキュリティ責任者，情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ推進責任者が主として執り行う。 各委員会及び役職の役割分担は，次のようになっている。 （１）情報セキュリティ管理委員会 一般的管理業務について責任を持つ。 （２）情報セキュリティ推進委員会 専門的及び技術的管理業務について責任を持つ。 （３）情報セキュリティ責任者 情報セキュリティ対策業務の統括，実施規程及び実施手順の制定並びに改廃を主として執り行う。 （４）情報セキュリティ副責任者 一般的管理業務を主として執り行う。 （５）情報セキュリティ推進責任者 専門的及び技術的管理業務を主として執り行う。	
	資料3-1-2-(2)-02 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程		
	資料3-1-2-(2)-03 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規程		
	資料3-1-2-(2)-04 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規程		
	資料3-1-2-(2)-05 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程		
	資料3-1-2-(2)-06 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程		
	資料3-1-2-(2)-07 新居浜工業高等専門学校情報教育センター運営委員会規程		
	資料3-1-2-(2)-08 新居浜工業高等専門学校情報教育センター部門細則		
	資料3-1-2-(2)-09 令和2 年度 教職員向け情報セキュリティ研修		
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料		
■　活用されている	資料3-1-2-(3)-01 教室別使用状況（2019年 前期・後期）	令和2年度は、コロナ感染症対策のためイレギュラーであったため、令和元年度のデータを示す。	
(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	◇体制に関する規程等の資料		
■　整備している	資料3-1-2-(2)-08 新居浜工業高等専門学校情報教育センター部門細則	第4条(5)に示すように、情報教育推進部門が演習室の利用状況などを把握している。	再掲

新居浜工業高等専門学校

(5) (4)の体制が機能しているか。 ■　機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 情報教育センターの設備とその利用状況に関する資料	左記資料には、ICTが整っている演習室の使用状況が記載されており、それによると利用率は60%を超えていることが確認できた。	
	資料3-1-2-(5)-02 卒業認定の方針と学習環境に関するアンケート		

観点３－１－③　図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

○　教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。

○　図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令　(設)第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■　備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 図書館規程		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■　系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 図書館の整備状況		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■　活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 図書館の利用状況	図書館の活動を紹介するHP https://www.off.niihama-nct.ac.jp/tosho-a/index.html	

新居浜工業高等専門学校

(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■　行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01_図書館利用心得		
	資料3-1-3-(4)-02_ブックハンティングに関する資料	ブックハンティングの実施に関する図書委員会の議事	
	資料3-1-3-(4)-03_ブックハンティングの内容を示す資料	ブックハンティングとは、希望者を募り、学生の目線で興味のある図書を選び購入することで、図書館の充実を図る制度である。令和元年度までは、実際に大規模ブックセンターに行き、本を見て選んでいた。令和2年度からは、コロナ感染症対策のために、選書用ウェブサイトにアクセスして本を選ぶ方式で実施している。	

３－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

３－２　教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。
また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点３－２－①　履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】
○　入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
○　図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（複数チェック■可）	◇実施状況がわかる資料		
■　学科生	資料3-2-1-(1)-01_担任連絡会資料（教務係）	入学式・始業式の前に、担任連絡会を開催する。担任連絡会では、新学期開始時に学生を指導する内容、資料の説明を行う。担任は、これを基に始業式の日に設けられたホームルームの時間などを用いて学生の指導にあたる。資料3-2-1-(1)-01は教務関係に関する事項である。	
	資料3-2-1-(1)-02_担任連絡会資料（学生支援係）	資料3-2-1-(1)-02は学生支援に関する事項である。	

新居浜工業高等専門学校

■　専攻科生	資料3-2-1-(1)-03 専攻科生ガイダンス（始業式）	専攻科生には、左記資料を基に専攻科長がガイダンスを行っている。	
■　編入学生	資料3-2-1-(1)-04 編入学生の入学前相談に関する指示を示す資料	編入学生は入学前の春休みに、担任予定者が面談し、学習支援などを行っている。	
■　留学生	資料3-2-1-(1)-05 R3年度版留学生の手引き	留学生のための手引きを作っている。担任が指導教員を兼ねておりガイダンスを行っている。	
■　障害のある学生	資料3-2-1-(1)-06 障害を持つ学生との事前相談	配慮を希望する障害を持つ学生に関しては担当者と事前面接を行い指導に役立てている。	
□　社会人学生		ガイダンスを必要とする社会人学生の入学はこれまでない。必要を生じた場合は、専攻科教育委員会が対応する。	
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点３－２－②　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○　(1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。

○　相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■　担任制・指導教員制の整備	資料3-2-2-(1)-01 新居浜工業高等専門学校運営組織規則	第9章第16条	
■　オフィスアワーの整備	資料3-2-2-(1)-02 オフィスアワーに関する資料	本科履修要覧8ページにオフィスアワーの案内を掲載している。	
■　対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-03 新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程	第3章学生相談室 学生相談室は，次の業務を主に行う （１）学生の個人的問題に関する相談 （２）学生の精神的不適応に関する相談 （３）学生の学習上の問題に関する相談 （４）学生の職業選択，進路に関する相談 （５）心と体のアンケート等の調査結果に基づくケアに関すること。	
	資料3-2-2-(1)-04 学校相談室だより	年度当初に学級担任から全学生に配布される。その時、利用方法の説明もしている。	

新居浜工業高等専門学校

□　電子メールによる相談受付体制の整備			
□　ＩＣＴを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備			
■　資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-05 資格取得を推奨する単位認定制度を示す資料	課題演習の制度（単位取得を推奨する制度） 本校が取得を奨励する技能審査や資格試験に合格した場合，及び担当教員の指導による課題の学修を行った場合は，課題演習として単位認定する。この単位は，進級に必要な単位としては計算されないが，卒業に必要な専門科目の単位として算入される「選択科目」として取り扱う。 各学科では、担当者を設けてサポートを行っている。	
		一例：https://www.ele.niihama-nct.ac.jp/license.html	
	資料1-1-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校学則	別表第２（第13条関係）に記載のある「授業科目：課題演習」がこれにあたり、「単位数：別に定める」とは、資料3-2-2-(1)-05にあるように履修要覧に定められている。	再掲
■　外国への留学に関する支援体制の整備	資料1-1-4-(2)-06 新居浜工業高等専門学校グローバル教育センター規程	センターは，次の業務を行う。 （１）グローバル教育及び語学教育の推進に関すること。 （２）外国人留学生の受入れ及び支援に関すること。 （３）学生及び教職員の派遣・受入れ等国際交流活動に関すること。 （４）外国の大学等との協定及び交流に関すること。 （５）その他本校のグローバル化の推進に関すること	再掲
	資料3-2-2-(1)-06 学生の海外派遣（留学・海外研修等）に関するWebページ	グローバル教育センターのWebページで留学・海外研修への積極的参加を呼び掛けを行っている。	
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
■　利用されている	資料2-2-3-(3)-03 令和２年度最優秀学級担任の選考について	**担任制・指導教員制の整備**：学生の担任に対する満足度の調査と学級担任の評価のために、学級担任アンケートを取っている。	再掲
	資料3-2-2-(2)-01 学級担任の業務内容		
	資料3-2-2-(2)-02 令和2年度オフィスアワー状況調査	**オフィスアワーの整備**	
	資料3-2-2-(2)-03 過去５年の学生相談室相談件数	**対面型の相談受付体制の整備：**利用状況を示す	
	資料3-2-2-(2)-04 R2後期始業日 学生表彰一覧	**資格試験・検定試験**：取得奨励のために、資格取得者を始業式または終業式で表彰している。左記資料は令和２年度始業式の表彰者一覧である。すなわち資格取得状況を示している。	
	資料3-2-2-(2)-05 過去5年間に留学した学生の数	**海外への留学の実績**	

新居浜工業高等専門学校

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可）	◇制度がわかる資料		
■　担任制・指導教員制の導入	資料2-2-3-(3)-03_令和２年度最優秀学級担任の選考について	学生の担任に対する満足度の調査と学級担任の評価のために、学級担任アンケートを取っている。	再掲
	資料3-2-2-(2)-01_学級担任の業務内容		再掲
■　学生との懇談会	資料3-2-2-(3)-01_学生の要望・意見聴取を指示する文書	点検専門部会が学生からの意見聴取を行う役目を果たしている。	
	資料3-2-2-(3)-02_令和元年度学生との懇談会		
■　意見投書箱	資料1-1-3-(1)-04_新居浜高専意見箱（学生・保護者及び教職員からの意見等とその回答）		再掲
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。	◇制度の機能状況がわかる資料		
■　機能している	資料3-2-2-(4)-01_学級担任が提出する「学級経営報告」と「学級経営計画」の一覧を示す資料		
	資料1-1-3-(2)-01_学生との懇談会で聴取した意見のまとめ	各クラスごとの意見集約を行った。	再掲
	資料3-2-2-(3)-02_令和元年度学生との懇談会	令和元年度は学科教員と各学年代表との懇談会の形式で実施できた。	再掲

観点３－２－③　特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

○　障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。

○　(10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令　教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料1-1-4-(2)-06_新居浜工業高等専門学校グローバル教育センター規程	センターの業務の一つに （２）外国人留学生の受入れ及び支援に関することがある	再掲

新居浜工業高等専門学校

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01_外国人留学生・担任・指導教員・チューター等名簿		
	資料3-2-1-(1)-05_R3年度版留学生の手引き	留学生のための手引きを作り支援している。	再掲
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-02_令和3年度留学生の活動・行事		
	資料3-2-3-(2)-03_学寮食堂における留学生のための特別メニュー	イスラム教徒や食習慣の違いに配慮し、寮食堂では特別メニューを準備している。	
	資料3-2-3-(2)-04_令和3年度留学生特別時間割表	国語、歴史、政治経済の授業は専門学科の教員による個別授業に振り替え、専門科目の補習を必要に応じて行っている。	
	資料3-2-3-(2)-05_新居浜市国際交流協会(日本語の会)	新居浜市国際交流協会に団体法人会員として所属し、留学生のうち希望者は当協会が主催する「日本語の会」に参加している。	
	資料3-2-3-(2)-06_留学生が日本語の会に参加することを周知するメール		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■　整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01_令和3年度入学式当日の日程	編入学生の指導は、担任が主として行う。入学式前の事前相談から始まり、入学式当日にも懇談を行う。（左記資料） 必要が生じた場合は、数理科数学担当に補習の依頼を行っている。	
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■　行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01_2021年度数学グループ担当者表	専門に関する補習は学科で対応するので問題ないが、数学に関しては数学グループの協力が必要である。数学グループでは、必要が生じた際に対応できるように、補習の担当を割り決めている。	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02_編入学生との事前相談に関する資料	事前相談を行ったが特別な指導が必要な学生はいなかった。	
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	補習を必要とする学生はいなかった。		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	補習を必要とする学生はいなかった。		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■　整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程	専攻科で社会人特別選抜を実施しており、学習及び生活に対する支援は、専攻科教育委員会が担当する。	再掲

新居浜工業高等専門学校

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■　行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		これまで支援を必要とする学生の入学はなかった。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■　整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-03_新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程	第4章特別支援教育推進室	再掲
	資料3-2-3-(7)-01_学生への支援内容及び支援体制(特別支援教育推進室)を示す資料	具体的な支援体制スタッフなどを示す資料	
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■　行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_障がいを持つ学生に係る合理的配慮を要請する文書	校長が、障がいを持つ学生から提出された「配慮願い」に基づき、必要とされる合理的配慮をするように要請している。	
	資料3-2-3-(8)-02_令和2年度第5回保健管理センター会議議事録	配慮願いの内容を確認した会議議事録	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-03_合理的配慮を示す資料	読字障害（ディスレクシア）の特徴を有する学生に対しては、 ・定期試験に関しては、すべての漢字にルビ振りをする。 ・定期試験の試験時間を１.３倍に延長する。 ・定期試験の英語の長文については、読み上げをする。 ・定期試験は、別室で受験する。 の合理的配慮を行っている。	

新居浜工業高等専門学校

(9) 障害者差別解消法第５条及び第７条又は第８条（第９条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■　対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01_学生への支援内容及び支援体制(特別支援教育推進室)を示す資料	第5条 ・特別支援教育推進室の設置（学習支援の場所や居場所の提供）	再掲
	資料3-1-1-(4)-02_図書館、保健室等	・キャンパス中央に保健室・相談室を移動して、アクセスを容易にしている。 場所は機械工学科棟と電気情報工学科棟を結ぶ建物の1階である。	再掲
	資料3-2-3-(9)-01_学外カウンセラー（相談員）	・特別支援教育スーパーバイザーを外部カウンセラーに委嘱して、専門性を向上している。（毎月３回　14時～）	
	資料3-2-3-(9)-02_障がい者の支援に関する研修会を案内していることを示す資料	・発達障害やメンタルヘルスに関する研修を学内に案内している。	
	資料3-2-3-(8)-03_合理的配慮を示す資料	第7条 ・配慮願を毎年提出してもらい合理的配慮を行っている。	再掲
		第9・10・11関係条項については、 文科省の対応指針にもとづいて、高専機構が対応要領を作成し、全国高専の教職員はその対応要領を遵守して障害者の差別解消に努力している。	
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■　行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		

観点３－２－④　学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】なし。

関係法令　(法)第12条　学校保健安全法第8条、第13条　いじめ防止対策推進法第35条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■　学生相談室	資料3-2-2-(1)-03_新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程	第3章学生相談室（保健センター内に学生相談室、特別支援教育推進室、メンタルヘルス教育推進室、保健室を含む）	再掲
■　保健センター		資料3-2-2-(1)-03　第6章で規定	
■　相談員やカウンセラーの配置		資料3-2-2-(1)-03　第3章第8条で規定	

新居浜工業高等専門学校

■　ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-01 新居浜工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程		
	資料3-2-4-(1)-02 新居浜工業高等専門学校ハラスメントに関する苦情相談の取扱要項		
	資料3-2-4-(1)-03 ハラスメント苦情相談・調査体制、相談員	https://www.niihama-nct.ac.jp/life/harassment/	
■　学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-04 保健室等の案内（学生便覧）		
■　奨学金	資料3-2-4-(1)-05 奨学制度と授業料免除	https://www.niihama-nct.ac.jp/employment/syougaku-menjo/	
■　授業料減免	資料3-2-4-(1)-06 就学支援金，奨学のための給付金（本科１～３年生）	https://www.niihama-nct.ac.jp/employment/shugakushienkin/	
□　特待生			
■　緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-07 高等学校等家計急変支援金について（１～３年生）	https://www.niihama-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/R3_kakeikyuhen.pdf	
	資料3-2-4-(1)-08_経済的に困難な場合に活用できる制度等について	https://www.niihama-nct.ac.jp/employment/keizai/	
■　いじめの防止・早期発見・対処等の体制	資料3-2-4-(1)-09 新居浜工業高等専門学校いじめ対策委員会規程		
□　その他	資料3-2-4-(1)-10 新居浜工業高等専門学校いじめ防止等基本計画		
	資料3-2-4-(1)-11 新居浜工業高等専門学校いじめ防止プログラム		
	資料3-2-4-(1)-12 新居浜工業高等専門学校早期発見・事案対処マニュアル		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。	◇各取組の実施状況がわかる資料		
■　実施している	資料3-2-4-(2)-01 令和3年度始業日行事予定表	始業日の行事に健康診断を組み込んでいる。	
	資料3-2-4-(2)-02 令和2年度健康診断予定表	始業日が行われなかったので、平日に行った健康診断の予定表を示す。	
	資料3-2-4-(2)-03 平成31年度始業日行事予定表	始業日の行事に健康診断を組み込んでいる。	
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
■　利用されている	資料3-2-2-(2)-03 過去５年の学生相談室相談件数		再掲
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 奨学生状況		

新居浜工業高等専門学校

観点３－２－⑤　就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○　資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○　資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○　外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	第2条(5)　キャリア教育支援の中で学外研修・保護者懇談会・インターンシップなどは教務委員会が主管となり、学科主任・担任が協力して実施している。	再掲
	資料2-1-3-(1)-03_新居浜工業高等専門学校学生支援委員会規程	第2条(6)(7)　キャリア教育の中で、企業説明会・就職活動支援は学生支援委員会が主管となり、学科主任・担任が協力して実施している。	再掲
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
■　キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料3-2-5-(2)-01_学生へのキャリア教育支援	資料3-2-5-(2)-01にて、学校として取り組んでいるキャリア教育支援の実施について説明している。資料3ページ以降には各学科のキャリア教育支援プログラムを掲載している。	
□　進路指導用マニュアルの作成			
□　進路指導ガイダンスの実施			
□　進路指導室			
■　進路先（企業）訪問	資料3-2-5-(2)-02_教員によるインターンシップ先訪問報告書	令和2年度は、新型コロナ感染症のためインターンシップ先訪問は行わなかった。（会社でのインターンシップもほぼ行われなかった。）	
■　進学・就職に関する説明会	資料3-2-5-(2)-03_学校で開催する企業説明会に関する資料	令和2年度は、新型コロナ感染症のため実施しなかった。その代わり外部団体によるWeb企業説明会にはほぼ全員が参加した。令和元年度までは、学校行事として開催しており全学科4年生と専攻科1年生全員が参加している。	
■　資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	資料3-2-5-(2)-04_資格試験のための補習に関する資料		
■　資格取得による単位修得の認定	資料3-2-2-(1)-05_資格取得を推奨する単位認定制度を示す資料		再掲
■　外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等	資料3-2-5-(2)-05_グローバル教育センターの概要		
□ その他	資料3-2-5-(2)-06_課外語学研修による単位認定		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

新居浜工業高等専門学校

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■　機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01_令和元年度に実施した学外研修一覧	令和2年度は、新型コロナ感染症のため実施しなかった。令和元年度までは本科・全学科・1年生～4年生・全員が参加している（病欠等を除く）。	
	資料3-2-5-(2)-02_教員によるインターンシップ先訪問報告書	令和2年度は、新型コロナ感染症のためインターンシップ先訪問は行わなかった。（会社でのインターンシップもほぼ行われなかった。）	再掲
	資料3-2-5-(2)-03_学校で開催する企業説明会に関する資料	令和2年度は、新型コロナ感染症のため実施しなかった。その代わり外部団体によるWeb企業説明会にはほぼ全員が参加した。令和元年度までは、学校行事として開催しており全学科4年生と専攻科1年生全員が参加している。	再掲
	資料3-2-5-(2)-04_資格試験のための補習に関する資料		再掲
	資料3-2-5-(3)-02_資格試験取得により単位が認められたことを示す資料		
	資料3-2-5-(3)-03_海外学生の受け入れの状況を示す資料		

観点３－２－⑥　学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■　整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01_課外活動に対する支援体制に関する資料	https://www.niihama-nct.ac.jp/active/club_manual/	
	資料2-1-3-(1)-03_新居浜工業高等専門学校学生支援委員会規程	第2条　(1)(2)(12)	再掲
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■　なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01_課外活動に対する支援体制に関する資料	顧問の業務、クラブ安全指導員の業務を定めている。 事故等対応フローチャートも定めている。	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■　機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01_令和3年度クラブ・愛好会顧問一覧		
	資料3-2-6-(3)-02_クラブ活動安全管理指導員の割り振りに関する資料		

新居浜工業高等専門学校

観点３－２－⑦　学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第9章、第48条	再掲
(2) 生活の場として整備しているか。	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
■　整備している	資料3-2-7-(2)-01_学寮施設棟別平面図	ハイライトで各フロアにある談話室・捕食室を示している。	
(3) 勉学の場として整備しているか。	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
■　整備している	資料3-2-7-(3)-01_学寮の概要	自習時間を決めて指導している。	
	資料3-2-7-(2)-01_学寮施設棟別平面図	低学年寮は各フロアで、空き部屋を消灯後の自習室として用意している。	再掲
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。	◇入寮状況がわかる資料		
■　機能している	資料3-2-7-(4)-01_入寮生数		
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-02_入寮生数資料寮でTAを実施しているのを示す資料（講師募集要項）	学校全体のTA講師の募集であるが、黄色のハイライトで示すように、寮生に対してはTAは寮の中で寮生同士で行っている。	
	資料3-2-7-(4)-03_学寮ＴＡ受講状況（H30・Ｒ1・R2）		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。	◇学生寮の管理規程等の資料		
■　整備している	資料3-2-7-(5)-01_新居浜工業高等専門学校学寮管理運営規則		

新居浜工業高等専門学校

３－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準３

優れた点			
資料3-2-2-(1)-03に示すように、(1)学生相談室(2)特別支援教育推進室(3)メンタルヘルス教育推進室(4)保健室の4つの機能を統合した「保健管理センター」を設置しており、学修に問題を抱える学生の見守り、部分的なサポートあるいは全面的な支援の体制を整備している。資料3-2-2-(2)-03に示すように、コロナ感染症の中でも有効に機能している。 資料1-1-4-(2)-04に示すように、グローバル教育センターを置き、１）グローバル教育及び語学教育の推進に関すること。（２）外国人留学生の受入れ及び支援に関すること。（３）学生及び教職員の派遣・受入れ等国際交流活動に関すること。（４）外国の大学等との協定及び交流に関すること。（５）その他本校のグローバル化の推進に関することなどを総括してグローバル教育の推進を図る体制を取っており、資料3-2-5-(3)-03に示すように国際交流を行っている。（令和2年度はコロナ感染症のため実績なし）			
	資料3-2-2-(1)-03_新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程		再掲
	資料3-2-2-(2)-03_過去５年の学生相談室相談件数		再掲
	資料1-1-4-(2)-06_新居浜工業高等専門学校グローバル教育センター規程		再掲
	資料3-2-5-(3)-03_海外学生の受け入れの状況を示す資料		再掲
改善を要する点			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準４　財務基盤及び管理運営

評価の視点

４－１　学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点４－１－①　学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

○　学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。

関係法令　(設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去５年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	◇過去５年間の貸借対照表等の財務諸表		
■　なっている	資料4-1-1-(1)-01_貸借対照表推移	※白色セル及び黄色セルは、元データ（単位：円）から千円未満を切り捨てている。そのため、黄色セルの金額と黄色セルを構成する白色セルの合計は一致しない。	
	資料4-1-1-(1)-02_損益計算書推移		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03_長期未払金内訳書		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04_臨時利益内訳書		
	資料4-1-1-(1)-05_臨時損失内訳書		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。	◇その内容を確認できる資料		
■　保有している	資料4-1-1-(2)-01_校地、校舎等の資産の内容が分かる資料		
(3) 過去５年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。	◇過去５年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
■　確保している	資料4-1-1-(3)-01_経常的収入受入状況（平成28年度～令和2年度）	※千円未満切り捨て	
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		

新居浜工業高等専門学校

(4) 過去５年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■　支出超過となっていない	◇過去５年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02_損益計算書推移		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		

観点４－１－②　学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■　策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01_新居浜工業高等専門学校運営会議規則	第2条第２号	
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_令和３年度当初予算配分		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■　明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01_令和3年度当初予算配分について(通知)		

観点４－１－③　学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

○　予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。

○　予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。

○　校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令　(設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■　行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-2-(1)-02 令和３年度当初予算配分		再掲
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料2-2-3-(3)-08 令和2年度共同研究推進費・教育推進費要求・採択一覧		再掲
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 新居浜工業高等専門学校運営会議規則	第2条第2号	再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-01 令和3年度第3回企画調整会議議事概要		
	資料4-1-3-(1)-02 令和3年度第3回運営会議議事概要	審議事項5	
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-03 キャンパスマスタープラン		
(2) 資源配分が、４－１－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	各年度の予算計画案は、企画調整会議で了承を得た後（資料4-1-3-(1)-01）、運営会議規則（資料4-1-2-(1)-01）に基づき運営会議で審議・決定している（資料4-1-3-(1)-02）。運営会議で決定された予算計画は、メールにより関係教職員へ周知している（資料4-1-2-(2)-01）。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■　明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 令和3年度当初予算配分について(通知)		再掲

新居浜工業高等専門学校

観点４－１－④　学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

【留意点】
○　設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。
○　会計監査の実施状況についても分析すること。

関係法令　独立行政法人通則法第38条、第39条　私立学校法第47条　私立学校振興助成法第14条　その他財務諸表に関する各種法令等　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条
その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令　私立学校法第37条第3項　私立学校振興助成法第14条第3項　地方自治法第199条　その他会計監査等に関する各種法令等

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		
■　作成・公表している	資料4-1-4-(1)-01_財務諸表等の作成・公表状況		
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01_新居浜工業高等専門学校会計実地監査規程		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02_学内監査（R2内部監査）報告書		
	資料4-1-4-(2)-03_学内監査（R2公的研究費監査）報告書		
	資料4-1-4-(2)-04_令和元年度高専相互会計内部監査報告	令和２年度は、機構本部作成のローテーション表により、相互監査を受けなかった。	

４－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

新居浜工業高等専門学校

評価の視点

４－２　学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点４－２－①　管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

○　観点２－１－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。

○　組織図については、観点２－１－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。

○　議事録又は議事要旨等については、過去１年分提示すること。

○　役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

関係法令　(法)第120条第3項　(施)第175条　(設)第3条の3、第10条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第8条～第11条	再掲
	資料4-2-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校運営組織規則		
(2) 委員会等の体制を整備しているか。	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
■　整備している	資料2-4-2-(1)-01_組織図		再掲
	資料4-1-2-(1)-01_新居浜工業高等専門学校運営会議規則		再掲
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。	◇役割分担がわかる資料		
■　なっている	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第8条、第9条	再掲
	資料4-2-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校運営組織規則		再掲
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。	◇規程等、整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料2-4-2-(1)-02_新居浜工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規程		再掲

新居浜工業高等専門学校

(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■　確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01_令和３年度各種委員会委員等名簿		
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■　行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(6)-01_R2年度運営会議議事概要	令和２年度の運営会議開催は計12回	

観点４－２－②　危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■　整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01_新居浜工業高等専門学校危機管理規則		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■　整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01_平成30年度防災訓練計画書		
	資料4-2-2-(3)-02_令和元年度防災訓練計画書		
	資料4-2-2-(3)-03_令和２年度防災訓練計画書		
	資料4-2-2-(3)-04_令和２年度防災講習会実施案内	毎年度、防火・防災委員会で決定した防災訓練計画に基づき、防災訓練を実施している。令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策及び台風の影響により、職員のみ実地訓練を行い、学生向けには防災講習会の録画を配信するなど、通常とは異なる対応となった。	
	資料4-2-2-(3)-05_防災訓練実施		
	資料4-2-2-(3)-06_H30からR2年度学寮シェイクアウト訓練及び避難訓練の実施について	学寮シェイクアウト訓練及び避難訓練参加者数 対象：寮生全員、宿直教員、女子寮指導員 H30：310名、R1：315名、R2年度：320名	
	資料4-2-2-(3)-07_H30からR2年度学寮防災避難訓練実施要領	学寮避難訓練参加者数 対象：第１学年寮生、指導寮生及び寮生会役員（授業に差し支えのない者）、寮関係教職員 H30：60名、R1：60名、R2：75名	

新居浜工業高等専門学校

観点４－２－③　外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】
○　過去５年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。	◇過去５年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
■　行っている	資料4-2-3-(1)-01_外部の財務資源の受入実績		
	資料4-2-3-(1)-02_平成28年度から令和2年度科学研究費助成事業説明会		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■　整備されている	資料4-2-3-(2)-01_独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則		
	資料4-2-3-(2)-02_ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進副責任者		

観点４－２－④　外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】
○　高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
○　「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
○　財務的資源については、観点４－２－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
○　提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
・　高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
・　産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
・　地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
・　地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
・　地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■　活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 新居浜工業高等専門学校技術振興協力会「愛テクフォーラム」会則		
	資料4-2-4-(1)-02 愛テクフォーラム会員名簿		
	資料4-2-4-(1)-03 R元年度愛テクフォーラム活動報告	愛テクフォーラムの事業年度は10月１日から翌年９月30日であり、令和元年度活動報告には令和元年10月１日から令和２年9月30日の活動を記載している。 令和２年10月１日から令和３年６月までの活動には、以下のものがある。 ・高専主催の企業説明会（令和３年３月１日）（参加料支援）※新型コロナウイルス感染対策のためオンラインで実施 ・会員企業等からの非常勤講師派遣 ・学生の学会等での研究成果発表のための参加費の支援　２件	
	資料4-2-4-(1)-04 国立大学法人愛媛大学と独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校との教育研究連携協力に関する協定書		
	資料4-2-4-(1)-05 愛媛大学工学部との連携活動実績		
	資料4-2-4-(1)-06 学術交流協定締結状況		
	資料4-2-4-(1)-07 学術交流協定先との交流実績		
	資料4-2-4-(1)-08 介護工学研究会概要		
	資料4-2-4-(1)-09 次世代型プラント技術者育成特別課程		
	資料4-2-4-(1)-10 アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程		
	資料3-2-3-(2)-05 新居浜市国際交流協会(日本語の会)		再掲
	資料3-2-3-(2)-06 留学生が日本語の会に参加することを周知するメール		再掲

観点４－２－⑤　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

○　ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点２－４－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「ＳＤ」という。）への取組を分析すること。

○　ＳＤとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令　(設)第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ＳＤ等を実施しているか。 ■　実施している	◇規程等の資料		
	資料4-2-5-(1)-01_独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則		
	資料4-2-5-(1)-02_新居浜工業高等専門学校新任教員学内研修実施細則		
	資料4-2-5-(1)-03_新居浜工業高等専門学校新任教員学内研修実施要領		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-04_研修一覧表		
	資料4-2-5-(1)-05_高専機構校長・事務部長・課長研修H28-R2	国立高等専門学校機構が開催する新任校長・新任事務部長・新任課長研修に、該当者を参加させている。	
	資料4-2-5-(1)-06_高専機構教員研修(管理職研修)参加状況H28-R1	教員研修（管理職研修）にも毎年度主事等を参加させているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症のため開催がなかった。	
	資料4-2-5-(1)-07_情報セキュリティトップセミナー受講状況		
	資料4-2-5-(1)-08_R2新任教員学内研修報告書（非公表資料）	（非公表資料）	

４－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点

４－３　学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点４－３－①　学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

○　高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令　(施)第165条の2、(施)第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
■　高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の２第１項の規定により定める方針	資料4-3-1-(1)-01 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）		
■　教育研究上の基本組織	資料4-3-1-(1)-02 教員の数		
■　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	資料4-3-1-(1)-03 教員一覧		
■　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	資料4-3-1-(1)-04 入学者数、学生現員、卒業生・修了生数		
	資料4-3-1-(1)-05 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況		
■　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	資料4-3-1-(1)-06 教育課程		
■　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	資料4-3-1-(1)-07 本科の卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）学校案内2021		
	資料4-3-1-(1)-08 本科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）学校案内2021		
	資料4-3-1-(1)-09 専攻科の修了認定の方針（ディプロマ・ポリシー）学校案内2021		
	資料4-3-1-(1)-10 専攻科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）学校案内2021		
■　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	資料4-1-1-(2)-01 校地、校舎等の資産の内容が分かる資料		再掲
■　授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用	資料4-3-1-(1)-11 就学費用（本科生の場合）		
■　高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	資料4-3-1-(1)-12 保健管理センター		
	◇【様式２－５】ウェブサイト掲載項目チェック表		
４－３　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準４

優れた点

地域社会・産業界との連携・交流を推進することにより、地域産業の発展など地域振興に寄与するとともに、新居浜高専の教育研究の振興を図ることを目的として、「新居浜工業高等専門学校技術振興協力会「愛テクフォーラム」」が設置されている。令和３年４月１日現在、特別会員として自治体・商工会議所等17団体、法人会員として地元企業等55社が入会しており、特別会員及び会員企業から派遣された非常勤講師が新居浜高専の授業を担当するなど、実務に則した人材育成事業や、教員及び学生の学会発表のための経費支援等を行っている。

また、新居浜高専を中心に新居浜市内外の福祉・医療・産業界の関係者による、従来にない新しい介護機器の開発に向けた情報交換会「介護工学研究会」を開催している。新居浜高専では当会のメンバーの協力のもと、障がい者・高齢者等の当事者の視点に立ち、物理的障壁の除去を支援するための技術を身につけた、いたわりのものづくりのできる技術者を育成することを目的とした「アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程」を開講している。

さらに、地域の基幹産業であるプラント技術を支えあげるために、一流のものづくりを伝承し、さらに先進化させる意欲を持った次世代型プラント技術者を育成する「次世代型プラント技術者育成特別課程」では、えひめ東予産業創造センターで実施している「プラントメンテナンス人材育成事業」と協力して、現役の企業技術者に講義・実習を依頼している。

加えて、愛媛県内の大学との連携による研究推進、海外の大学との学術交流協定に基づく語学研修等を行っているほか、新居浜市国際交流協会が実施する日本語教室への参加により留学生の日本語能力の向上を図るなど、外部の教育・研究資源を積極的に活用している。

	資料4-2-4-(1)-01 新居浜工業高等専門学校技術振興協力会「愛テクフォーラム」会則		再掲
	資料4-2-4-(1)-02 愛テクフォーラム会員名簿		再掲
	資料4-2-4-(1)-03 R元年度愛テクフォーラム活動報告		再掲
	資料4-2-4-(1)-08 介護工学研究会概要		再掲
	資料4-2-4-(1)-09 次世代型プラント技術者育成特別課程		再掲
	資料4-2-4-(1)-10 アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程		再掲

改善を要する点

該当なし

新居浜工業高等専門学校

基準５　準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

５－１　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。

観点５－１－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

○　観点１－２－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。

関係法令　(設)第15条、第16条、第17条、第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
■　配置している	資料5-1-1-(1)-01_各学科の科目系統図	カリキュラム全体として，低学年から高学年に進むにつれて，基礎的な知識から専門的かつ高度な知識や技術を身につけることができるよう，一般科目と専門科目をバランスよく配置している。科目系統図は、ディプロマ・ポリシーにある身につけてほしい能力に対応して示してある。	
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料		
■　配慮している	資料5-1-1-(2)-01_令和3年度開講の一般科目一覧表	人文科学、社会科学、保健体育を介して、学生たちが人間として、 そして技術者としての素養を培うことを目指している。豊かな教養を身につけ、広い視野と優れた見識を有し、公正な判断力や問題解決能力を持つとともに、国際化に対応できるよう言語能力を修得し、体力や忍耐力を養うことを目指している。第1学年から第5学年にわたり、専門科目と一般教養科目とをクサビ型に組み合わせ、学年進行に応じた授業科目を編成している。	

新居浜工業高等専門学校

(3) 進級に関する規程を整備しているか。	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料5-1-1-(3)-01_新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程等	第11条 にて次の条件を定めている。 （１） 当該学年までの修得単位数の合計が，別表１に定める累積単位数以上であること。 （２）当該学年に開設された〇印が付いた必修科目をすべて修得していること。 （３）第１学年から第３学年までは，当該学年に開設されている特別活動を修得していること。 （４）第４学年修了時までに＊印が付いた授業科目をすべて修得していること。 （５）第４学年修了時までに一般科目67単位以上を修得していること。 （６）その他学科毎に定められた当該学年における修得上の条件を充足していること。	
(4) １年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
■　確保している	資料5-1-1-(4)-01_令和２年度年間行事予定表	前期はほぼ遠隔授業となった。健康診断を後期に実施した。	
	資料5-1-1-(4)-02_令和３年度年間行事予定表	https://www.niihama-nct.ac.jp/lecture/	
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
■　実施している	資料5-1-1-(4)-02_令和３年度年間行事予定表	資料5-1-1-(4)-02_令和３年度年間行事予定表の下部の実施回数表に示すように、すべての曜日の授業が1年間で30回実施されている。なお、教員にも下記の内容を徹底している。 特別活動（１～３年生）は30単位時間の修得を必要とする。 ① 時間割上の特別活動１回（45分間）を１単位時間とする。 ② 始業式、終業式は各１単位時間、前期始業日のLHRは２単位時間とする。 ③ 学外研修は実施日数によらず３単位時間とする。	再掲
	資料5-1-1-(5)-01_令和元年度特別活動実施報告書（電気情報工学科3年）		

新居浜工業高等専門学校

観点５－１－②　教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】
○　例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。
○　この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令　(設)第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
■　他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01 他学科の授業科目の履修を認定に関する資料		
■　インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-02 インターンシップ実施に関する資料	生物応用化学科以外は必修科目ではないが、毎年全員がインターンシップに参加している。令和2年度は遠隔での実施となった。資料の最後にシラバスを掲載している。	
□　専攻科課程教育との連携			
■　外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-03 外国語の基礎能力の育成に関する資料	ネイティブスピーカーによる英会話だけでなく、中国語会話・ドイツ語会話を開講している。	
■　資格取得に関する教育	資料3-2-2-(2)-04 R2後期始業日 学生表彰一覧	資格を取得した者は表彰し、勉学意欲を高めている。	再掲
■　他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-04 ｅラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換に関する協定書	押印された協定書類は長岡技術科学大学が保管	
	資料5-1-2-(1)-05 ｅラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換に関する実施要項		
	資料4-2-4-(1)-04 国立大学法人愛媛大学と独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校との教育研究連携協力に関する協定書		再掲
□　個別の授業科目内での工夫			
□　最先端の技術に関する教育			
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■　適切に取り扱っている	資料5-1-2-(2)-01 新居浜工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則		

新居浜工業高等専門学校

観点５－１－③　創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】
○　創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、ＰＢＬ型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
○　創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
○　実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
（注）ＰＢＬとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（ＰＢＬ型の授業や創造型の演習の実施等）		
■　行っている	資料5-1-3-(1)-01 課題解決型学習授業（PBL）の実施状況について		
	資料5-1-3-(1)-02 課題演習型学習授業（PBL）を行っている科目のシラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-03 学生が創造力を発揮し成果をあげたことを示す資料		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	生物応用化学科3年生の学生が、知的財産マインドを育てることを目的に開催されているデザインパテントコンテストで優秀賞を受賞した。 また、キャンパスベンチャーグランプリ（日本ビジネスプラングランプリ）で優秀賞・中小企業基盤整備機構四国支部本部長賞を受賞した。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
■　行っている	資料5-1-2-(1)-02 インターンシップ実施に関する資料	本科4年生全員がインターンシップに参加している。また、事前指導としてマナー教室も実施しており、参加学生への指導を徹底している。インターンシップ参加学生は、事前学習、実習期間中の日誌作成、実習後の報告書作成及び報告会での発表を行うことにより、実践力を身につけている。	再掲
	資料5-1-3-(2)-01 アクティブラーニングを実施している科目一覧	正規の教育課程として開講している。	
	資料5-1-3-(2)-02 優れた教育実践例		

新居浜工業高等専門学校

	資料4-2-4-(1)-10 アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程	正規の教育課程として開講している。 2018年度　4年13名、5年0名 2019年度　4年6名、　5年8名、修了8名 2020年度　4年7名、　5年5名、修了4名 2021年度　4年7名、　5年4名	再掲
	資料4-2-4-(1)-09 次世代型プラント技術者育成特別課程	受講生数 2018年度　4年10名、5年10名 2019年度　4年9名、　5年7名、修了5名 2020年度　4年10名、5年9名、修了2名 2021年度　4年10名、5年9名	再掲
	資料5-1-3-(2)-03 人工知能活用人財育成特別課程	受講者数 2019年度　基礎：36名　応用：3名 2020年度　基礎：40名　応用：3名 2021年度　基礎：15名　応用：0名	
	資料5-1-3-(2)-04 中国語・国際理解の授業におけるＡＬ型授業の試み	高学年での一般教養科目のモティベーションを上げることを目的に、「初級中国語」と「国際理解」においてＡＬ型授業を導入した。 これによる効果を資料5-1-3-(2)-06の資料（出典：本校紀要）にまとめ報告している。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-05 学生が実践力を発揮し成果をあげたことを示す資料		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料-1-3-(2)-03に示すように、電子制御工学科の学生が課外活動で参加したロボットコンテスト（LEGO　MINDSTORMS　Voice　Challenge）において奨励賞を受賞した。 また、電気情報工学科の学生が情報セキュリティ技術に関するコンテスト（SECCON　Beginners　2019　石川）に参加し好成績を収めた。		

５－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

本科全学科と専攻科に置いて、グループワークにて難解な問題の解答を考え、それをプレゼン発表して相互評価をする授業や、ビデオ教材で予習し、授業中は学生が互いに教え合いながら演習する反転授業などアクティブラーニングを実施している。次世代型プラント技術者育成特別課程、アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程、人工知能活用人財育成特別課程（AI 課程）の実践的な教育プログラムを配置している。これらは、正規の教育課程であり全学科の学生が受講可能である。			
	資料5-1-3-(2)-01 アクティブラーニングを実施している科目一覧		再掲
	資料5-1-3-(2)-02 優れた教育実践例		再掲

新居浜工業高等専門学校

評価の視点
５－２　準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点５－２－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】
なし。

関係法令　(設)第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■　採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 講義形態ごとの単位数割合		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	講義で学んだことを実技に活かせるよう、低学年ほど講義科目の割合が高く、高学年ほど実験・実習科目の割合が高くなるようにしている。カリキュラム全体での単位数割合を資料5-2-1-(1)-02に示すが、授業形態で分類した単位数割合は全学科で約64％が講義、36％が演習及び実験・実習科目とし、本校の教育目標を達成するために理論と実践をバランス良く配置している。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
■　教材の工夫	資料5-1-3-(2)-01 アクティブラーニングを実施している科目一覧	正規の教育課程として開講している。	再掲
■　少人数教育	資料5-1-3-(2)-02 優れた教育実践例		再掲
■　対話・討論型授業	資料4-2-4-(1)-10 アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程	正規の教育課程として開講している。 2018年度　4年13名、5年0名 2019年度　4年6名、　5年8名、修了8名 2020年度　4年7名、　5年5名、修了4名 2021年度　4年7名、　5年4名	再掲
	資料5-1-3-(2)-04 中国語・国際理解の授業におけるＡＬ型授業の試み		再掲

新居浜工業高等専門学校

■　フィールド型授業	資料4-2-4-(1)-09 次世代型プラント技術者育成特別課程	正規の教育課程として開講している。 受講生数 2018年度　4年10名、5年10名 2019年度　4年9名、　5年7名、修了5名 2020年度　4年10名、5年9名、修了2名 2021年度　4年10名、5年9名	再掲
■　情報機器の活用	資料5-1-3-(2)-03 人工知能活用人財育成特別課程	正規の教育課程として開講している。 受講者数 2019年度　基礎：36名　応用：3名 2020年度　基礎：40名　応用：3名 2021年度　基礎：15名　応用：0名	再掲
□　基礎学力不足の学生に対する配慮			
■　一般科目と専門科目との連携	資料5-2-1-(2)-01 令和元年度 数学・物理科目間調整連絡会議事録		
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点５－２－②　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】
なし。

関係法令　(設)第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
■　授業科目名	資料5-2-2-(1)-01 Webシラバス登録作業手順を示す資料	高専機構で統一しているWebシラバスを用いている。左記資料はWebシラバス作成登録作業要領を示す資料である。	
■　単位数	資料5-2-2-(1)-02 シラバスの例（電磁気２）	https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicSyllabus?school_id=40&department_id=14&subject_code=121462&year=2018&lang=ja	
■　授業形態			
■　対象学年			
■　担当教員名			

新居浜工業高等専門学校

■　教育目標等との関係			
■　達成目標			
■　教育方法			
■　教育内容（１授業時間ごとに記載）			
■　成績評価方法・基準			
■　事前に行う準備学習		注意事項で説明している。	
■　高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示			
■　教科書・参考文献			
□　その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	◇活用状況がわかる資料		
■　改善を行っている	資料1-1-3-(2)-03_授業アンケート集計結果例	授業アンケートから、教員がシラバスに沿って成績評価を行っているかの状況が把握できる。	再掲
	資料3-1-1-(12)-02_卒業認定の方針と学習環境に関するアンケート	資料3-1-1-(12)-02のアンケートから、学生のシラバスの活用状況が把握できる。	再掲
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	学生の活用状況に関する調査は始めたばかりで実績はない。今後、改善に役立てたい。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では１単位当たり30時間を確保しているか。	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
■　確保している	資料5-1-1-(4)-02_令和３年度年間行事予定表	コロナ感染症の関係で予定が変更となり、定期試験を除く授業時間数が29回となったが、7月17．22．29日に特別授業時間を組み授業時間数を確保している	再掲
(4) (3)の30単位時間授業では、１単位時間を50分としているか。	◆１単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
■　１単位時間＝50分で規定、45分で運用	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第13条第2項	再掲

新居浜工業高等専門学校

	連続して90分授業をすることで、出欠確認、教材や機器等の準備・後片付け作業が一度で済み、標準50分×２に相当する教育内容を確保している。		
(5) １単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、１単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
■　明示している	資料5-2-2-(1)-02_シラバスの例（電磁気２）	注意事項で説明している。	再掲
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。（複数チェック■可）	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
■　授業外学習の必要性の周知	資料5-2-2-(6)-01_学修単位科目に関する説明の資料（学生用）	担任から、この資料を基に、学修単位の受講方法（授業外学習の必要性）などを詳しく説明している。	
■　事前学習の徹底	資料5-2-2-(1)-02_シラバスの例（電磁気２）	授業担当者からもシラバスを用いて、事前学習・事後展開学習の必要性を説明している。	再掲
■　事後展開学習の徹底			
■　授業外学習の時間の把握	資料5-2-2-(6)-02_自学自習課題記録シート	教員が自学自習課題記録シートを記入し、その科目で学生に課した授業外学習時間の記録を残している。	
□　その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

５－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点
５－３　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム･ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点５－３－①　成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】
なし。

関係法令　(設)第17条の3

新居浜工業高等専門学校

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム･ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
■　策定している	資料5-1-1-(3)-01_新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程等	第4条～第6条、第10条	再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
■　行っている	資料5-1-1-(3)-01_新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程等	第3章の規定に沿って各教員が成績評価をしている。	再掲
(3) １単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
■　把握している	資料1-1-3-(2)-03_授業アンケート集計結果例	授業アンケートの中に「１．シラバス（授業要目）どおりの授業および評価ですか。」の項目がある。	再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
■　周知している	資料5-3-1-(4)-01_学生への成績評価や単位認定に関する周知がわかる資料	本科履修要覧	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
■　把握している	資料3-1-1-(12)-02_卒業認定の方針と学習環境に関するアンケート	資料3-1-1-(12)-02のアンケートから、成績評価や単位認定に関する学生の認知度が確認できる。	再掲
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
■　定めている	資料5-1-1-(3)-01_新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程等	第7条	再掲

新居浜工業高等専門学校

	資料5-3-1-(6)-01 追試と追認試験の説明（本科履修要覧）		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
■　ある	資料5-3-1-(7)-01 答案返却期間を示す資料	定期期末試験ごとに答案返却期間を定め、学生からの評価に対する申し立てができるようにしている。学生には授業担当者から答案返却期間の意味を伝えて、疑義がないか確認している。	
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）			
□　成績評価の妥当性の事後チェック			
■　答案の返却	資料5-3-1-(7)-01 答案返却期間を示す資料		再掲
■　模範解答や採点基準の提示			
□　ＧＰＡの進級判定への利用			
□　成績分布のガイドラインの設定			
■　複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	資料1-1-4-(2)-03 令和２年度第２３回教務委員会議事概要		再掲
■　試験問題のレベルが適切であることのチェック	資料5-3-1-(8)-01 定期試験の質保証 に関する資料		
□　その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	前後期の期末試験では、試験返却期間を設定して、採点した試験答案を返却し模範解答及び採点基準を示し、学生に確認させている。また、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを資料5-3-1-(8)-01に示す確認票を作成し、相互チェックするようにしている。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

新居浜工業高等専門学校

観点５－３－②　卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】
なし。

関係法令　(法)第117条　(設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を５年（商船に関する学科は５年６月。）と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
■　定めている	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第2条	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
■　定めている	資料5-1-1-(3)-01_新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程等		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
■　認定している	資料5-3-2-(3)-01_新居浜工業高等専門学校卒業・進級判定会議規則		
	資料5-3-2-(3)-02_卒業判定会議議事録		
	資料5-3-2-(3)-03_卒業認定資料（様式）		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
■　把握している	資料3-1-1-(12)-02_卒業認定の方針と学習環境に関するアンケート	資料3-1-1-(12)-02のアンケートから、学生の卒業認定基準の認知度が確認できる。	再掲

新居浜工業高等専門学校

５－３　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準５

優れた点			
○本科全学科と専攻科において、グループワークにて難解な問題の解答を考え、それをプレゼン発表して相互評価をする授業や、ビデオ教材で予習し、授業中は学生が互いに教え合いながら演習する反転授業などアクティブラーニング（AL)を実施している。 ○次世代型プラント技術者育成特別課程、アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程、人工知能活用人財育成特別課程の実践的な教育プログラムを配置している。これらは、正規の教育課程であり全学科の学生が受講可能である。 ○高学年での一般教養科目のモティベーションを上げることを目的に、「初級中国語」と「国際理解」においてＡＬ型授業を導入した。これによる効果を資料5-1-3-(2)-06の資料（出典：本校紀要）にまとめ報告している。			
	資料5-1-3-(2)-01 アクティブラーニングを実施している科目一覧		再掲
	資料5-1-3-(2)-02 優れた教育実践例		再掲
	資料5-1-3-(2)-04 中国語・国際理解の授業におけるＡＬ型授業の試み		再掲
改善を要する点			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準６　準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

６－１　入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点６－１－①　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○　合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令　(設)第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■　なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_令和３年度学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_本科合格者決定要項（非公表資料）	入学者選抜は学力選抜、推薦選抜及び帰国子女特別選抜の３種類の方法で実施しており、募集要項に示すように、本校のアドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。 学力選抜では、高専統一の試験問題を使用し、国語、数学、英語、理科、社会の５科目を課している。数学・理科の配点を2倍にしている。 推薦選抜試験においては、面接の点数を重視することにより、アドミッション・ポリシーに沿った目的意識・学習意欲・適性を評価している。また、口頭試問による基礎学力も評価に入れている。（非公表資料）	

観点６－１－②　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
■　整備している	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	第２条（４）入学生に対するアンケートの実施など	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	第２条（４）	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
■　行っている	資料6-1-2-(2)-01_2020新入生アンケート分析報告		
	資料6-1-2-(2)-02_入学動機アンケート結果報告2020		
	資料6-1-2-(2)-03_令和2年度第21回教務委員会議事概要		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
■　改善に役立てている	資料6-1-2-(3)-01_令和2年度第4回教務委員会議事概要		
	資料6-1-2-(2)-03_令和2年度第21回教務委員会議事概要		再掲
	教務委員会において、新入生に対するアンケート結果を検討した。今後、各学科(科)等での活動に反映することとしている。		

観点６－１－③　実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○　(2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

○　(3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令　(設)第4条の2、第5条第2項　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年３月31日文部科学省告示第45号）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに１学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。	◇学則の該当箇所		
■　定めている	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	学則の第7条に定めている。	再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
■　整備している	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	第２条（４）	再掲
(3) 過去５年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。	◇【様式２－２】平均入学定員充足率計算表		
■　適正である			
(4) 過去５年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
■　過去５年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない			

新居浜工業高等専門学校

６－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準６

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準７　準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点
７－１　卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点７－１－①　成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】
○　学生の成績（卒業時のＧＰＡ値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料2-1-3-(1)-01_新居浜工業高等専門学校教務委員会規程	第２条（3）（5）	再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
■　把握・評価している	資料5-3-2-(3)-02_卒業判定会議議事録	卒業要件を満たしているかの判定会議の資料は教務係が管理している。	再掲
	資料5-3-2-(3)-03_卒業認定資料（様式）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■　認められる	資料7-1-1-(3)-01_令和2年度標準修業年限内卒業率・修了率など		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	令和2年度の5年生の留年率は9%と低い水準で維持されているこのことから、本校の教育改善活動が着実に成果を上げていることが学習・教育の成果として現れているものと考えられる。		

新居浜工業高等専門学校

観点７－１－②　達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】
○　(1)の体制の整備が、観点７－１－①と同じ体制で実施されている場合には、観点７－１－①と同じ資料となる。
○　(2)(3)(4)は、観点１－１－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■　整備している	資料1-1-1-(2)-01_新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
■　行っている	資料1-1-3-(2)-05_学校評価アンケート集計結果2020（本科）		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後５年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■　行っている	資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果		再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。			
■　行っている	資料1-1-3-(1)-10_令和元年度企業アンケートに関する資料	令和2年度は実施できなかった。	再掲
	資料7-1-2-(4)-01_R02-06教務委員会議事概要	教務委員会で企業アンケートに関して提案がなされた。（報告事項　３） 関係資料No.4は、資料1-1-3-(1)-10のことである。	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。			

新居浜工業高等専門学校

■　認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-1-3-(2)-04の調査結果によれば、卒業生自身のディプロマ・ポリシーに挙げる項目の達成度調査では、「ある程度身に付いた」「身に付いた」「とても身に付いた」の合計がすべての項目で約90％と答えており、学習・教育の成果が認められる。また、資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果によると、やはり、本校ディプロマ・ポリシーに掲げた項目については、約65％が身に付いていると自己評価している。資料1-1-3-(1)-10の企業の回答によれば、卒業生に対する評価は、真面目にコツコツと仕事に取り組む姿勢、意欲、専門基礎知識などで特に高い評価を受けている。これらのことから、本校の学習・教育の成果が概ね認められると判断できる。		

観点７－１－③　就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令　(法)第122条　(施)第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近５年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■　認められる	◇【様式２－４】卒業者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■　なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	進学先は専攻科又は大学工学部である。就職先では，製造業やサービス業などエンジニアとしての仕事についている場合がほとんどを占めている。したがって，学校として把握している就職先や進学先は，各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっている。		

新居浜工業高等専門学校

７－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準７

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

新居浜工業高等専門学校

基準８　専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

８－１　専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点８－１－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

○　観点１－２－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、特例適用専攻科又はＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の3専攻は学位授与機構の特例適用の認定を受けており、準学士課程より高度な一般科目を配置するとともに、専門科目においても準学士課程の教育内容を発展させた科目が配置されている。このことからカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が適切に配置されていると判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点８－１－②　準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、特例適用専攻科又はＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

生産工学専攻、生物応用化学専攻、電子工学専攻はそれぞれ準学士課程において、それぞれ機械・環境材料工学科、生物応用化学科、電気情報工学科・電子制御工学科に対応している。いずれの専攻においても準学士課程の教育内容を発展させたものとなっており、特例適用の認定を受けていることから準学士課程の教育との連携及び発展を考慮した教育課程になっていると判断する。

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点８－１－③　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、ＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■　採用されている	資料8-1-1-(1)-01 教育課程		
	資料8-1-1-(1)-02 講義形態ごとの単位数割合		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	カリキュラム全体での単位数割合を資料8-1-1-(1)-02に示すが、授業形態で分類した単位数割合は全学科で約73％が講義、11％が演習、16％が実験・実習科目とし、本校の教育目標を達成するために理論と実践をバランス良く配置している。		

新居浜工業高等専門学校

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
■　教材の工夫	資料8-1-3-(2)-01 教材を工夫している科目のシラバス	最新の分析機器を実際に扱い、原理なども理解させる授業を実施している。	
■　少人数教育	資料8-1-3-(2)-02 少人数教育を行っている科目のシラバス	担当教員が4名であり、教員一人当たり最大2テーマ（専攻科生2名）で実施している。	
■　対話・討論型授業	資料5-1-3-(2)-01 アクティブラーニングを実施している科目一覧	専攻科の授業も掲載してある。	再掲
□　フィールド型授業			
■　情報機器の活用	資料8-1-3-(2)-03 情報機器の活用をしている科目のシラバス		
□　基礎学力不足の学生に対する配慮			
□　一般科目と専門科目との連携			
□　その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点８－１－④　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○　教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令　(法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用の審査結果より、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育及び研究指導が適切に行われていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

新居浜工業高等専門学校

観点８－１－⑤　成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、ＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■　策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 新居浜工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第5条、第7条	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■　行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 新居浜工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第5条に基づき各教員が成績評価をしている。第7条により単位が認定される。	再掲
(3) １単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■　把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 授業アンケート（専攻科）の例	授業アンケートの中に「２．シラバスどおりの授業か」の項目があり、成績評価の状況把握も行っている。	

新居浜工業高等専門学校

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■　周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01_専攻科履修要覧（授業について、修了要件）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■　把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_令和２年度専攻科勉学アンケート集計結果	設問16	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■　定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01_新居浜工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第4条	再掲
	資料8-1-5-(4)-01_専攻科履修要覧（授業について、修了要件）	(資料8-1-5-(4)-01) II -3-(6)　試験の欠席の取扱い	再掲
		(資料8-1-5-(4)-01) II - 4　再試験	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■　ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01_答案返却期間を示す資料	定期期末試験ごとに答案返却期間を定め、学生からの評価に対する申し立てができるようにしている。学生には授業担当者から答案返却期間の意味を伝えて、疑義がないか確認している。	再掲

新居浜工業高等専門学校

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）			
□　成績評価の妥当性の事後チェック			
■　答案の返却	資料5-3-1-(7)-01 答案返却期間を示す資料		再掲
□　模範解答や採点基準の提示			
□　ＧＰＡの進級判定への利用			
□　成績分布のガイドラインの設定			
■　複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	資料5-3-1-(8)-01 定期試験の質保証 に関する資料	本科と同様のチェックを行っている。	再掲
■　試験問題のレベルが適切であることのチェック			
□　その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを資料5-3-1-(8)-01に示す確認票（本科と共通）を作成し、相互チェックするようにしている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点８－１－⑥　修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○　本評価書Ⅰ(1)４．において、ＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令　(法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を１年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
■　定めている	資料1-1-1-(1)-01 新居浜工業高等専門学校学則	第8章第42条	再掲

新居浜工業高等専門学校

(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■　定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第45条	再掲
	資料8-1-5-(1)-01_新居浜工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第8条	再掲
	資料8-1-6-(2)-01_修了に必要な修得単位数	別に定めた終了に必要な修得単位の内訳（専攻科履修要覧）	
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■　認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01_修了認定会議議事録		
	資料8-1-6-(3)-02_修了認定及びチェック資料		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■　周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01_専攻科履修要覧（授業について、修了要件）	専攻科履修要覧　Ⅳ 課程の修了で提示している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■　把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_令和２年度専攻科勉学アンケート集計結果	設問17	再掲

８－１　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の５－１及び５－２の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。

該当なし			

新居浜工業高等専門学校

評価の視点
８－２　専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。

観点８－２－①　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】
○　合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
■　なっている	資料8-2-1-(1)-01_令和３年度専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-02_専攻科面接審査票(非公表資料)	（非公表資料）	
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科合否判定基準(非公表資料)	（非公表資料）	

観点８－２－②　入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】
なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
■　整備している	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程	第2条（２）	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程	第2条（２）	再掲

新居浜工業高等専門学校

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■　行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_令和２年度専攻科勉学アンケート集計結果	勉学アンケートより、入学した学生の目的意識などを把握し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が受け入れられているか確認している。	再掲
	資料8-2-2-(2)-01_平成30年度第3回専攻科教育委員会議事録	アドミッション・ポリシーの国際的なコミュニケーション能力に関係するTOEICについて専攻科教育委員会で議論がなされた。学生の英語力不足が問題となった。	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■　改善に役立てている			
	資料8-2-2-(3)-01_平成30年度第7回専攻科教育委員会議事録	英語の学力を正しく見極める方法の一つとして、次年度からTOEICスコアを専攻科入試試験に取り入れることとした。	
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	専攻科教育委員会で学生の英語力不足の問題が議論され、入試において英語の学力を正しく見極める方法の一つとして、TOEICスコアを入試試験に取り入れることとした。		

観点８－２－③　実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○　(2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■　定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料1-1-1-(1)-01_新居浜工業高等専門学校学則	第8章第39条	再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■　整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程	第2条（２）	再掲

新居浜工業高等専門学校

(3) 過去５年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■　超過又は不足がある	◇【様式２－２】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去５年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■　行っていない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	生物応用化学専攻の入学定員に対する平均比率が1.45倍となっているが、これは定員4名に対して5.8人であり、1人または2人の超過である。学生研究室及び学生実験室には余裕があり、実験実習の装置などにも不足はなく、特に教育・研究に支障をきたしていることはない。		
８－２　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 **８－３　修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。**			
観点８－３－①　成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 **【留意点】** **○　学生の成績（修了時のＧＰＡ値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。**			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■　満たしていると判断する			

新居浜工業高等専門学校

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■　整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_新居浜工業高等専門学校点検・評価に関する方針		再掲
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■　把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-6-(3)-01_修了認定会議議事録	卒業要件を満たしているかの判定会議の資料は教務係が管理している。	再掲
	資料8-1-6-(3)-02_修了認定及びチェック資料		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■　認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_令和2年度標準修業年限内卒業率・修了率など		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料7-1-1-(3)-01に示すように、過去5年間の専攻科修了生すべてが学位を取得している。このことからも，学習・教育・研究の成果が認められる。		

観点８－３－②　達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】
○　(1)の体制の整備が、観点８－３－①同じ体制で実施されている場合には観点８－３－①と同じ資料となる。
○　(2)(3)(4)は、観点１－１－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■　整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則		再掲
	資料2-1-3-(1)-02_新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程		再掲

新居浜工業高等専門学校

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■　行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-3-2-(2)-01_学校評価アンケート集計結果2020(専攻科)		
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■　行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果	専攻科修了生も抽出して評価している。専攻科修了生の方が本科卒業生に比べ、意識が高いことが確認される。	再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■　行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-10_令和元年度企業アンケートに関する資料		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■　認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-3-2-(2)-01の調査結果によれば、修了生自身のディプロマ・ポリシーに挙げる項目の達成度調査では、「ある程度身に付いた」「身に付いた」「とても身に付いた」の合計がすべての項目で約90%と答えており、学習・教育の成果が認められる。また、資料1-1-3-(1)-08_平成29年度卒業生アンケート集計結果によると、やはり、ディプロマ・ポリシーに掲げた項目については、本科卒業生に比べ非常に高く約91%の者が身に付いていると自己評価している。 資料1-1-3-(1)-10の企業の回答によれば、卒業生に対する評価は、真面目にコツコツと仕事に取り組む姿勢、意欲、専門基礎知識などで特に高い評価を受けている。これらのことから、本校の学習・教育の成果が概ね認められると判断できる。		

新居浜工業高等専門学校

観点８－３－③　就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近５年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■　認められる	◇【様式２－４】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■　なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	過去5年間の修了生の就職率は100％、進学率は100％である。また、下記に示す就職先は，各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっている。 【就職先】製造業：78.6％，情報通信7.1％，電気・ガス14.3％		

観点８－３－④　修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○　学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■　満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去５年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■　認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_令和2年度標準修業年限内卒業率・修了率など	全員が学位を取得している。	再掲

新居浜工業高等専門学校

８－３　特記事項　　この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準８

優れた点			
過去5年間の修了生の就職率は100％、進学率は100％である。また、下記に示す就職先は，各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっている。 【就職先】製造業：78.6％，情報通信7.1％，電気・ガス14.3％			
	◇【様式２－４】修了者進路実績表		

改善を要する点			
該当なし			